



令和 9 年度 認定こども園等 入園のしおり



—入園のしおりについて—

「入園のしおり」をよくご覧いただき、定められた期間内にお申込みください。
認定こども園等の利用申込や入園後の諸手続きについても記載していますので、
大切に保管してください。
記載内容は令和 8 年 9 月現在の情報のため、記載事項が変更される場合があります。

—一斉申込（一次調整）受付期間—

●1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部））

公立園：令和 8 年 10 月 27 日（火）～10 月 30 日（金）（P11 参照）

私立園：利用希望施設にお問合せください。

※1号認定で私立園を希望される場合のみ、申込先は利用希望施設です。

●2号・3号認定（認定こども園（保育園部）等）

令和 8 年 10 月 2 日（金）～10 月 30 日（金）（P11 参照）

—申込対象者—

- ・入園希望月の 1 日現在で生後 6 か月以上の児童
- ・令和 8 年度途中入園の申込をしたが、利用施設が決定していない児童
- ・育児休業の期間満了等により、利用を必要とする児童
（利用希望月：令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月まで）
- ・令和 9 年 4 月から認定区分の変更（幼稚園部⇔保育園部）および転園が必要な在園児童
- ・満 3 歳以上で、教育を希望する児童
- ・地域型保育事業所（小規模保育事業所や家庭的保育事業所）の卒園児童

高島市 子ども未来部 幼児保育課

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL (0740) 25-8037 (直通)



目 次

1. 申し込みの前に・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 特定教育・保育施設等やクラス編成について・・・・・・・・	3
3. 教育・保育給付認定について・・・・・・・・	5
4. 申し込みについて・・・・・・・・	7
● オンライン申請について・・・・・・・・	8
● 1号認定の一斉申込について・・・・・・・・	12
● 2号・3号認定の一斉申込について・・・・・・・・	13
5. 入園決定（内定）後について・・・・・・・・	16
6. 幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・	16
7. 転入予定の児童の申し込みについて・・・・・・・・	17
8. 広域入所について・・・・・・・・	17
9. 在園中の認定変更手続きについて・・・・・・・・	18
10. 延長保育等について・・・・・・・・	20
11. 随時申込について・・・・・・・・	21
記入例・・・・・・・・	22
高島市内 認定こども園等サービス一覧表・・・・・・・・	34
高島市内 認定こども園等位置図・・・・・・・・	36
園概要・・・・・・・・	40
よくある質問・・・・・・・・	55

メール配信サービス **リアルタイム高島**

市では、スマートフォン等に様々な情報を送るメール配信サービスを行っています。

・子育て支援情報

・防災情報 など他にも欲しい情報を登録時にお選びください。



【空メール送信用 QR コード】

子育て応援アプリ **はぐっとナビたかしま**

お子様の成長を記録でき、地域の子育て情報を簡単に手に入れられる子育て応援アプリです。



QRコードをスマートフォン等で読み取っていただき、記載されているURLから登録用のサイトに進むと、スムーズに手続きができます。この機会に是非ご登録ください。

1. 申し込みの前に

- (1)令和9年度の申し込みは、令和8年10月2日（金）から令和9年2月26日（金）まで一斉申込（一次～三次調整）で受付し、令和9年3月以降は随時申込として受付します。育児休業明けで職場復帰する等、一斉申込（一次～三次調整）時点で令和9年度中に保育の必要性がある児童は、**必ず**申し込みを行うようにしてください。
- (2)令和8年10月27日（火）から令和8年10月30日（金）までに行う公立園の1号認定、令和8年10月2日（金）から令和8年10月30日（金）までに行う公立園および私立園の2号・3号認定の一斉申込（一次調整）は、第1希望の施設の受付日に**高島市役所本庁舎（新館3階）**までお越しください。受付日に都合がつかない場合は、受付期間内であれば他の受付日でも申し込みをすることができます。**一斉申込（一次調整）期間中は幼児保育課の窓口では受付しませんのでご注意ください。**
- (3)1号認定の受付は、**公立園と私立園で申込先や受付日が異なります。（詳しくはP11をご覧ください。）**
- (4)受付時に幼児保育課職員による面接は行いませんが、児童の同席は可能です。
- (5)受付は必要書類の確認等を行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。
- (6)教育・保育の特色やサービス等は各施設によって異なりますので、このしおりに記載している「高島市内 認定こども園等サービス一覧表」や「園概要」を参考にいただき、ご不明な点は施設にご確認ください。園概要の内容は、しおり作成時の情報のため、変更となる場合があります。
- (7)利用を希望する施設は、**見学されることをお勧めします。**必ず事前に見学希望施設へ連絡をしてください。保育内容や送迎等をご確認いただき、入園の意思のある施設をご記入ください。
- (8)**必要書類に不備があり、期日までに不備の解消ができない場合、入園月が希望通りにならない可能性がありますのでご注意ください。**昨年度から変更している様式がありますので、必ず最新の様式でご準備いただき、記入漏れがないか等、保護者自身が確認のうえ、申し込みをしてください。また、消えるペン、修正液、修正テープ等は使用不可です。
- (9)必要書類は高島市ホームページからダウンロードできます。封筒に同封されていない必要書類は、ダウンロードしていただくかお近くの支所・幼児保育課でお受け取りください。
- (10)入園や退園は月単位です。原則、認定こども園等の入園日は毎月1日で、退園日は末日となります。月途中の育児休業からの復帰であっても、利用希望期間の開始日は1日になります。
- (11)保育の必要性の認定を受けた2号・3号認定の児童は、保育施設利用調整にかかる指数表に基づき、保育を必要とする優先度の高い児童から順に利用施設を決定します。保育を必要とする程度が高い場合であっても、施設の体制や受入枠を超える申し込み等により、希望する施設に利用が決まらないことがあります。
- (12)利用希望施設の記入は、第1希望のみでも複数の施設の記入でも、利用調整において有利・不利になることはありません。
- (13)一斉申込（一次調整）の結果は、令和8年12月下旬に保護者あてに文書で通知します。それまでのお問い合わせについては、回答できません。
- (14)申し込み後に内容変更が生じた場合は、必ず幼児保育課へご連絡ください。



2. 特定教育・保育施設等やクラス編成について

(1) 特定教育・保育施設等の種類について

高島市には、次の特定教育・保育施設や地域型保育事業所があります。

区分		内容	入園の 申し込み先	認定区分
幼稚園 (3～5歳)		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。	私立幼稚園	1号認定
認定こども園	保育園部 (0～5歳)	保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	幼児保育課	2号認定 3号認定
	幼稚園部 (3～5歳)		公立園は幼児保育課 私立園は各施設	1号認定
小規模保育事業所 (0～2歳)		19名以下という小さい規模で保育する施設です。	幼児保育課	3号認定
家庭的保育事業所 (0～2歳)		5名以下という小さい規模で家庭に近い環境の中で保育する施設です。	幼児保育課	3号認定

※教育・保育の特色やサービス等は各施設によって異なりますので、このしおりに記載している「高島市内 認定こども園等サービス一覧表」や「園概要」を参考にいただき、ご不明な点は施設にご確認ください。

(2) クラス編成について

令和9年度のクラス編成は、下表のとおりです。

クラス	生 年 月 日
0 歳 児	令和8年（2026年）4月2日 ～
1 歳 児	令和7年（2025年）4月2日 ～ 令和8年（2026年）4月1日
2 歳 児	令和6年（2024年）4月2日 ～ 令和7年（2025年）4月1日
3 歳 児	令和5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
4 歳 児	令和4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
5 歳 児	令和3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日

※クラス年齢は令和9年4月1日現在の年齢です。



(3) 地域別特定教育施設・保育施設等について

各地域における特定教育・保育施設等は、次のとおりです。

地域	Map (P 36 ～39)	施設名 (区分)	住所	園概要
マキノ	公立①	【仮称】高島市立マキノこども園※1 (保育所型認定こども園)	〒520-1812 マキノ町西浜300番地1	P50
今津	私立①	社会福祉法人近江愛隣会 愛隣こども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1613 今津町上弘部1231番地1	P40
	私立②	社会福祉法人のぞみ会 なないろこども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1652 今津町福岡1926番地	P41
	私立③	学校法人恵の園 今津幼稚園 (幼稚園)	〒520-1621 今津町今津1650番地1	P42
	私立④	家庭的保育園 Peek-a-boo (家庭的保育事業所)	〒520-1652 今津町福岡1145番地13	P43
朽木	公立②	高島市立朽木こども園 (保育所型認定こども園)	〒520-1401 朽木市場1101番地2	P51
安曇川	私立⑤	社会福祉法人はこぶね会 はこぶね保育園ひかりの (小規模保育事業所)	〒520-1221 安曇川町青柳705番地1	P44
	私立⑥	社会福祉法人はこぶね会 安曇川はこぶね保育園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1221 安曇川町青柳700番地1	P45
	私立⑦	学校法人安曇川学園 中央ユニバーサルこども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1217 安曇川町田中532番地1	P46
	私立⑧	学校法人藤波学園 藤波こども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1223 安曇川町下小川120番1	P47
高島	公立③	高島市立高島こども園 (保育所型認定こども園) ※2	〒520-1102 野田1631番地	P52
	私立⑨	社会福祉法人慈光会 しろふじ保育園 (保育所型認定こども園)	〒520-1112 永田1233番地1	P48
新旭	公立④	高島市立大師山さくら園 (保育所型認定こども園)	〒520-1531 新旭町饗庭5138番地	P53
	公立⑤	高島市立静里なのはな園 (保育所型認定こども園)	〒520-1511 新旭町藁園2305番地	P54
	私立⑩	家庭的保育園 Peek-a-boo 新旭 (家庭的保育事業所)	〒520-1501 新旭町旭1043番地15	P49

※1 マキノ東こども園とマキノ西こども園は、令和9年4月1日に統合します。

令和9年度は、旧マキノ東こども園舎へ通園。令和10年度は、旧マキノ西こども園舎へ通園する予定です。

※2 高島こども園は令和10年4月1日より小規模保育事業所に移行予定です。



3. 教育・保育給付認定について

(1) 教育・保育給付認定の区分について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園等を利用する場合は、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定を受けた場合、「支給認定証」を交付します。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育必要量（内容）			利用できる施設			
			教育標準時間	保育短時間	保育標準時間	幼稚園	認定こども園	事業所 小規模保育	事業所 家庭的保育
1号認定	満3歳以上	なし	○			○	○		
2号認定	満3歳以上	あり		○	○		○		
3号認定	満3歳未満	あり		○	○		○	○	○

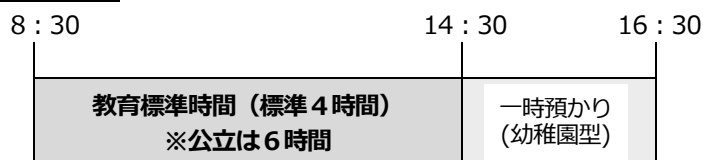
※3号認定については、認定期間は最長でも満3歳の誕生日の前々日までとなりますが、市において2号認定に変更しますので、保護者が変更申請の手続きをする必要はありません。

(2) 保育の必要量のイメージについて

保育の必要量は、1号認定と2号・3号認定で異なります。

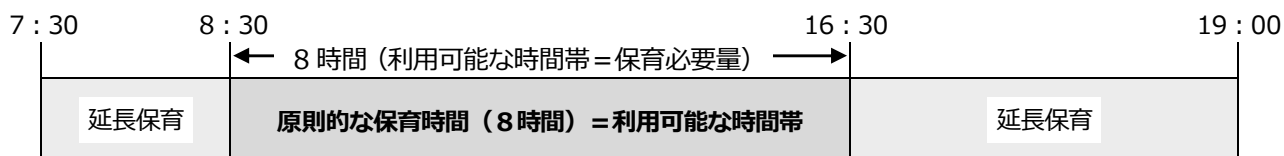
※利用可能な時間帯とは、就労等の理由により子どもを保育できない時間に限られます。

【教育標準時間（1号認定）】

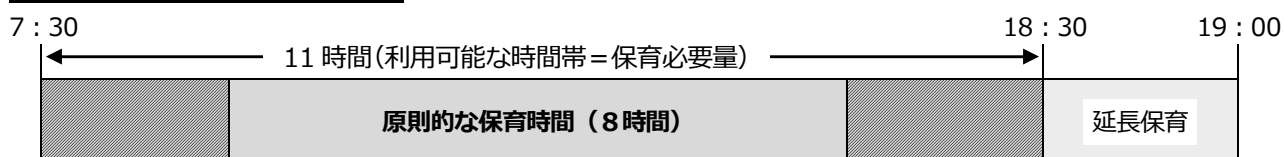


【保育短時間（2号・3号認定）】

※はこぶね保育園ひかりのと家庭的保育園 Peek-a-boo、家庭的保育園 Peek-a-boo 新旭は短時間認定のみです。この3園では延長保育を行っていません。



【保育標準時間（2号・3号認定）】



※保護者の勤務時間の都合等で、認定された時間を超えて教育・保育が必要な児童は、一時預かり事業（幼稚園型）または延長保育を利用することができます。その際は料金がかかる場合があります。

（３）保育の必要性について（２号・３号認定）

２号・３号認定（保育の利用に必要な認定）を受ける児童は、次の保育を必要とする事由により有効期間や保育の必要量を認定します。

「友達をつくりたい」、「集団生活に慣れさせたい」等の理由だけでは入園することはできません。

認定期間中に保護者の働き方等が変わった場合は、その都度、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。

なお、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となります。

	保育を必要とする事由	認定期間	保育の必要量
1	就労（父母ともに月 120 時間以上）	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間
	就労（父母ともに月 60 時間以上でいずれかが月 120 時間未満）	小学校就学前まで または認める期間	保育短時間
2	妊娠・出産	分娩予定月を含む前後各 2 か月 （計 5 か月間）	保育標準時間
3	保護者の疾病・障がい	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間 保育短時間
4	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間 保育短時間
5	災害復旧	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間
6	求職活動（起業準備を含む。）	最長 3 か月 ※年度内に 1 度だけ認定可能	保育短時間
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）	保護者の卒業（修了）予定日まで	保育標準時間 保育短時間
8	虐待又はDVのおそれがあること	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間
9	育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業期間 （育休対象児童 1 歳到達の月末まで）	保育短時間
10	その他、上記に類する状態として市が認める場合	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間 保育短時間

※給与収入等の対価を得ない労働は、保育の必要性のある就労とはみなしません。（自営業協力者についても同様です。）

※保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定を選択することができます。ただし、保育短時間認定の場合は、保育標準時間認定を選択することはできません。

※求職活動で認定を受けた場合は、認定期間の延長はできません。期限内に就労し、就労への認定変更の手続きが済んでいない場合は、継続して保育認定を受けることが出来ず、退園になります。

※就学の必要量の認定は就労に準じます。

※妊娠・出産を事由に新規入園した場合は、育児休業を取得された場合でも育児休業へ認定変更することが出来ず、退園になります。

4. 申し込みについて

(1) 必要書類等について

昨年度から変更している様式がありますので、必ず最新の様式で申し込みをしてください。申請書等は高島市ホームページからダウンロードできます。

	必要書類等	1号認定	2号認定 3号認定
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	○	○
2	保育の必要性が確認できる書類（P 9 参照）※発行から3か月以内のもの		○
3	各種誓約書 ※幼稚園部であっても誓約書が必要になる場合があります。	○	○
4	特定教育施設・保育施設利用申込書	○	○
5	母子健康手帳（申込児童分）	○	○
6	認定申請書に記載した世帯員全員分のマイナンバー確認書類（（2）個人番号（マイナンバー）と本人確認書類について参照）	○	○
7	手続きを行う方の本人確認書類（（2）個人番号（マイナンバー）と本人確認書類について参照）	○	○

※必要書類には、消えるペン、修正液、修正テープ等は使用しないでください。

※離婚を前提に別居している場合であっても、原則として婚姻関係にある間は生計が同一であるものとみなしますので、父母それぞれの書類の提出が必要です。離婚調停中等であれば、そのことがわかる書類が必要です。確認できた場合は、ひとり親とみなしますので、必要書類は1人分で結構です。

※ひとり親の場合は戸籍謄本または児童扶養手当証書が必要です。（市内・市外在住問わず）

※複数の児童を同時に申し込む場合は、2、7の必要書類は1部で結構です。

※上記のほかにも必要に応じて申立書等の書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 個人番号（マイナンバー）および本人確認書類について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、申請書には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。記載した全ての個人番号につき、個人番号カード、個人番号通知書、通知カードまたは個人番号入りの住民票の写しを持参してください（コピー可）。また、手続きを行う方の本人確認書類も併せてお持ちください。

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
次のいずれか1つ	次のいずれか1つ	次のいずれか2つ以上
・個人番号カード ・通知カード ・個人番号通知書 ・個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・住基カード（顔写真付き） ・在留カード ・その他顔写真付きの公的な身分証明書	・健康保険資格確認証 ・年金手帳 ・住基カード（顔写真なし） ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他



(3) オンラインにおける申請について

オンラインでの申請を受付します。

下記 QR コードを読み取りいただき、注意事項をよく確認の上、オンライン申請案内より申請ください。なお、紙面における申請と同じ必要書類および本人確認書類が必要となります。詳しくは、P.7 を参照ください。

《施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 QR コード》



《特定教育施設・保育施設利用申込書 QR コード》



《オンライン申請における注意事項》

- ・申請者の電話番号は、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ・申込児童 1 人につき、上記 2 種類のオンライン申請が各 1 回ずつ必要となります。(兄弟姉妹を同時に申し込む場合は、1 人ずつの申し込みが必要です。)
- ・オンライン申請での申込み後、世帯状況や保育が必要な状況、利用希望施設等について変更がある場合は、速やかに幼児保育課へお問合せください。
- ・申込内容に確認事項(添付書類の不鮮明も含む)があった場合は、幼児保育課から申請者へ問合せさせていただきます。

※後日添付書類の原本の郵送が必要となります。郵送は追跡確認のため、簡易書留かレターパックのみとなります。原本送付の締め切り日はオンライン申請上で記載しております。原本の到着がない場合は、確認が取れず、受付できない可能性がありますので十分にご注意ください。



(4) 保育の必要性が確認できる書類について（2号・3号認定）

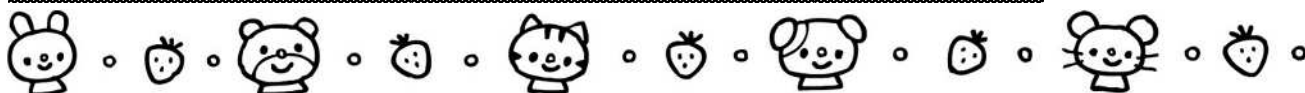
保育を必要とする事由に応じて必要書類が異なります。父母ともに次に挙げる書類の提出が必要です。

	保育を必要とする事由		必要書類
1	就労	外勤・内職	■就労証明書 ※保護者が記載したもの、日付等が無いものは無効です。 ■週間スケジュール表（複数就労・内職のみ）
		自営業・農業（中心者）	■就労証明書 ■確定申告書（市県民税申告書）、開業届出書（開業から1年未満のみ）、営業証明書等事業主であることがわかる公的書類の写し（開業から1年未満のみ） ※開業から2年目以降は確定申告書が必要です。
		自営業・農業（協力者）	■就労証明書 ■専従者の記載のある確定申告書（市県民税申告書）、源泉徴収票等、就労していることがわかる公的書類の写し ※自家消費、手伝い等の収益を伴わない労働は対象外です。
2	妊娠・出産		■母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日の頁）
3	疾病		■診断書（疾病名、<u>保育が困難な状況</u>、<u>期間を必ず明記</u>）
4	障がい		■障害者手帳または介護保険被保険者証の写し（本人欄、障がい名、等級、手帳番号の部分）
5	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること		■診断書（疾病名、介護が必要な状況、期間等を明記）または介護保険被保険者証の写し等 ■介護・看護の週間スケジュール表
6	災害復旧		■罹災証明書等
7	求職活動（起業準備を含む。）		■ハローワークカード等求職活動をしていることがわかる第三者からの証明書
8	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）		■在学証明書、入学決定通知書 等 ■就学時間が確認できる書類
9	育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（育児対象児童1歳到達の月末まで）		■就労証明書 ※育児休業の期間が記入されていないものは無効です。
10	その他、上記に類する状態として市が認める場合		幼児保育課までご相談ください。

※各必要書類が揃わなければ、保育を必要とする事由の認定ができません。

※必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

※申し込みの内容と事実が異なる場合、認定の取り消しとなる可能性があります。



(5) 育児休業明けの申し込みについて

年度内に育児休業から職場復帰を予定されている場合も入園申込の受付を行います。提出された就労証明書の記載内容どおり復職していない場合は、認定を取り消します。原則、復職予定日が属する月からの申し込みとなりますが、復職日がその月の15日以前である場合は、前月からの入園を希望することもできます。職場や家族と充分ご相談のうえ希望月を決めてください。なお、復職日が4月15日以前の場合は、前月が前年度になるため、前月からの利用を希望する場合は、前年度分の申し込みも必要となります。

育児休業の期間と就労時間を明記された就労証明書を提出してください。

※育児短時間制度を利用する場合、育児短時間制度の勤務時間や日数により審査をする（指数をつける）場合があります。

(6) 障がいや有する、または特別な配慮を要する児童の申し込みについて

障がい児保育を実施していない施設もありますので、事前に児童と一緒に利用希望施設の見学をされることをお勧めします。心身に障がいや有する場合や、心身の発達状況から特別な配慮が必要となる場合について、児童の様子が分かる書類（母子健康手帳・障害者手帳・普段の生活の様子がわかるもの等）の提出をお願いする場合があります。

(7) アレルギーをお持ちの児童の申し込みについて

アレルギーの状況がわかる書類（診断書等）の提出をお願いする場合があります（施設によっては、診断書の様式を定めている場合があります）。児童の状況により異なりますので、必ず利用希望施設へ事前にご相談ください。特に除去食が必要な場合は、診断書（指示書）や検査結果等医師の具体的な指示に基づき、保護者と相談しながらできる範囲で対応（除去等）しますが、対応できない場合は、家から代替品を持参していただくことになります。

(8) ステップ（ならし）保育について

児童が無理なく集団生活に慣れていけるように、入園当初は短時間でのステップ保育を実施しています。ステップ保育の期間はおおむね1週間程度ですが、施設や児童の年齢によって期間が異なる場合があります。詳しくは、利用施設にご確認ください。

※原則、入園日より前にステップ保育をすることはできません。

※ステップ保育期間中は、通常の保育時間より早い時間での降園となります。保護者の方は、児童の送迎や就労時間調整のご協力をお願いします。

(9) 入所保留（待機）について

認定こども園等では、適正な保育運営を行うため、児童の年齢ごとに受入枠を設けています。また、施設の体制等の理由により、入園できないことがあります。利用調整の結果、希望の施設に利用が決まらなければ、入所保留（待機）となります。その場合は、送付する「保育所入所保留通知書」に記載の保留の有効期限内で、翌月以降も希望の施設の利用調整を行います。

入所保留中における翌月以降の利用調整の結果は、入園できる場合のみご連絡します。

年度内に入園できず、次年度も利用調整を希望する場合は、改めて次年度の申し込みが必要です。

※入所保留中に世帯状況や就労状況等や保育の必要性に変更があった場合は、必ず幼児保育課にご連絡ください。

(10) 認定区分変更または転園の申し込みについて

次年度4月から認定区分変更（1号認定⇄2号認定）や転園を希望する場合は、P7の必要書類を揃えて提出してください。なお、転園が決まった場合は、年度末までに退園手続きも行ってください。転園が決まらなくとも、原則元の施設に戻ることはできません。また、年度内の転園はできませんのでご注意ください。

(11) 1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部））および2号・3号認定（認定こども園（保育園部）等）の（一次調整）一斉申込について

一斉申込受付日 受付場所：高島市役所新館3階	幼稚園部	保育園部	
	(1号認定：3歳～5歳)	(2号認定：3歳～5歳) (3号認定：0歳～2歳)	
公立認定こども園			
(仮称) マキノこども園	10月27日(火)	10月19日	月
静里なのはな園	10月28日(水)	10月21日	水
大師山さくら園	10月30日(金)	10月27日	火
朽木こども園	※10月28日(水)は公立園の 1号認定のみ受付です。	10月30日	金
高島こども園		10月30日	金
私立認定こども園			
藤波こども園	各私立認定こども園にて申込	10月2日	金
中央ユニバーサルこども園		10月6日	火
安曇川はこぶね保育園		10月8日	木
なないろこども園		10月14日	水
愛隣こども園		10月15日	木
しろふじ保育園		10月16日	金
私立幼稚園			
今津幼稚園	私立幼稚園にて申込		
小規模保育事業所			
はこぶね保育園ひかりの		10月8日	木
家庭的保育事業所			
家庭的保育園 Peek-a-boo		10月15日	木
家庭的保育園 Peek-a-boo 新旭		10月15日	木

【受付時間】AM 9時00分～11時30分

PM 1時30分～4時00分

※上記日程以外の受付は行っておりませんのでご注意ください。

※上記受付期間中、令和9年度新規入園の受付は高島市役所幼児保育課窓口で行いません。

※公立園の1号認定の受付は、2号・3号認定の受付と同時に行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※10月28日(水)は公立園の幼稚園部(1号認定)のみ受付です。

※保育園部2号・3号認定の受付時に児童の面接を行いませんが、児童の同席は可能です。

※受付は必要書類の確認を行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※第1希望の施設の受付日に都合がつかない場合は、他の受付日でも申し込みをすることができます。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の一斉申込の流れ

一斉申込（記入方法はP 22 以降参照）

公立園：高島市役所 本庁舎（新館3階）で幼児保育課の職員が受付します。

私立園：利用を希望する施設が受付します。



利用決定等通知（12月下旬）

- 利用施設の決定後は、次の書類を送付します。

公立園：利用決定通知書および支給認定証を送付します。

私立園：支給認定証を幼児保育課より送付します。また、入園決定通知書は施設から送付されます。

- 入園決定後は、各施設で入園説明会が行われ、施設と利用契約をします。



入園（4月以降～）

- 入園後、児童の集団生活への適応等を目的として、ステップ保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。

※ステップ保育の期間については、児童の成長により個人差があります。

認定こども園（保育園部）等の一斉申込（一次～三次調整）の流れ

●一次調整

対 象 者：令和8年10月2日（金）～ 10月30日（金）で受付をした児童

受付場所：高島市役所本庁舎（新館3階）

結果通知：令和8年12月下旬

送付書類：【公立園に決定】利用決定通知書および支給認定証

【私立園に内定】利用調整結果通知書および支給認定証（決定通知書は内定施設から送付されます。）

【入所保留（待機）】保育所入所保留通知書および支給認定証

決定（内定）した

決定（内定）しなかった

●二次調整

対 象 者：①一次調整で入所保留になった児童

②令和9年1月29日（金）までに受付をした児童

受付場所：高島市役所 幼児保育課（新館2階）

結果通知：令和9年2月下旬

送付書類：一次調整と同様

※①の児童は、利用施設が決定（内定）した場合のみ通知書を送付します。

決定（内定）した

決定（内定）しなかった

●三次調整

対 象 者：①二次調整で入所保留になった児童

②令和9年2月26日（金）までに受付をした児童

受付場所：高島市役所 幼児保育課（新館2階）

結果通知：令和9年3月中旬

送付書類：一次調整と同様

※①の児童は、利用施設が決定（内定）した場合のみ通知書を送付します。

その他：三次調整でも入所保留となった児童は、保留の有効期限内において、令和9年5月以降も利用調整を行い、利用可能となった場合に保護者へ連絡します。

決定（内定）した

入園（4月以降～）

利用（入園）が決定された方は、各施設で行われる入園説明会に参加していただきます。

※4月入園の場合、2月頃となります。詳しくは施設にご確認ください。

(12) 保育施設利用調整にかかる指数表について(2号・3号認定)

≪ 1 基本区分 ≫

保育を必要とする事由				指数		必要書類	
				父	母		
1 就労 (注1)	外勤	月20日以上	1日8時間以上（月160時間以上）	10	10	■就労証明書	
			1日6時間以上（月120時間以上）	9	9		
			1日4時間以上（月80時間以上）	7	7		
		月16日以上	1日8時間以上（月128時間以上）	9	9		
			1日6時間以上（月96時間以上）	8	8		
			1日4時間以上（月64時間以上）	6	6		
	自営業 農業	中心者	月20日以上	1日8時間以上（月160時間以上）	10	10	■就労証明書 ■確定申告書（市県民税申告書）、 開業届出書、営業証明書 事業主であることがわかる公的書類の写し (注2)
				1日6時間以上（月120時間以上）	9	9	
				1日4時間以上（月80時間以上）	7	7	
			月16日以上	1日8時間以上（月128時間以上）	9	9	
				1日6時間以上（月96時間以上）	8	8	
				1日4時間以上（月64時間以上）	6	6	
		協力者	月20日以上	1日8時間以上（月160時間以上）	9	9	■就労証明書 ■専従者の記載のある確定申告書（市 県民税申告書）、源泉徴収票等、就労し ていることがわかる公的書類の写し ※上記書類の提出ができない場合も、自営業就労に 関する誓約書に記載の書類が必要です。 (注2)
				1日6時間以上（月120時間以上）	8	8	
				1日4時間以上（月80時間以上）	6	6	
			月16日以上	1日8時間以上（月128時間以上）	8	8	
				1日6時間以上（月96時間以上）	7	7	
1日4時間以上（月64時間以上）				5	5		
自営業就労内定			3	3	■利用希望開始月から3か月以内に実績 の提出 1.就労していることがわかるもの（出勤簿3か月 分、タイムカード3か月分、委託契約書、仕事に関する 許可証等） 2.報酬・販売等による収入等が確認できるもの （給与明細3か月分、通帳の給与振込ページ3か月 分、報酬内訳等） 3.月間スケジュール表3か月分		
上記以外で保育の必要性がある場合（内職等含む）			5	5	■就労証明書 ■週間スケジュール表等		
2 妊娠・出産					10	■母子健康手帳の写し （保護者の氏名、分娩予定日の頁）	
3 疾病 障がい	疾病	入院・常時臥床・特定疾患 精神性（6カ月以上の治療期間を要する場合）		10	10	■診断書 （疾病名、 <u>保育が困難な状況</u> 、 期間を明記）	
		その他の疾病		6	6		
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護認定4・5		10	10	■障害者手帳の写しまたは介護保険 被保険者証の写し （本人欄、障がい名、等級、手帳番 号の部分）	
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、 精神障害者保健福祉手帳3級、要介護認定3		6	6		
4 同居の親族の 介護・看護	入院・自宅で常時臥床の看護、介護、付き添い 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 要介護度3以上の介護等 週4日以上かつ、1日4時間以上の看護、 介護、付き添い 上記以外の看護、介護、付き添い		10	10	■診断書（疾病名、介護が必要な状 況、期間等を明記）または介護保険 被保険者証の写し等 ■介護・看護の週間スケジュール表		
			10	10			
			6	6			
			4	4			
5 災害復旧				10	10	■罹災証明書等	
6 求職活動	求職活動または起業準備を行っている場合			3	3	■ハローワークカードなど求職活動をしていることがわか る第三者からの証明書※用意できない場合は誓約書	
	求職活動または起業準備を行っているひとり親世帯の場合			10	10		
7 就学	学校や職業訓練校などに通っている場合			8	8	■在学証明書 ■就学時間が確認できる書類 等	
8 その他	福祉事務所が必要と認める場合			(注3)	(注3)		

(注1)複数の事業所で勤務されている場合は、それぞれの就労証明書と、週間スケジュール表の提出が必要となります。また指数については、市の定める規定により判定します。

(注2)「自営業中心者」とは、自営業主である者をいう。「自営業協力者」とは「自営業中心者」に該当しない者であって、理由なく就労時間に対して妥当な給与が支給されていない場合や、自家消費等の収益を伴わない労働は対象外です。

(注3)福祉事務所長が必要と認める場合の区分は、それぞれの状態を考慮のうえ、判定します。

<< 2 調整区分 >>

番号	項目		指数
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯で祖父母と別居している場合	16
2		ひとり親世帯で祖父母と同居している場合（世帯分離含む）	15
3	両親以外が保護者である世帯	両親の死亡・行方不明・拘禁等により両親以外の養育者に養育されている場合	3
4	生活保護世帯	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	10
5	生計中心者の失業	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
6	子どもが障がい有する場合	子どもが障がい有する場合	3
7	育児休業明け	育児休業を取得しており、復帰する場合	2
8	兄弟姉妹の状況 （在園児がいる場合）	未就学児3人以上の世帯で、兄弟姉妹が既に在園している認定こども園等と同一の施設を第一希望施設としている場合	6
		未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が既に在園している認定こども園等と同一の施設を第一希望施設としている場合（核家族）	5
		未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が既に在園している認定こども園等と同一の施設を第一希望施設としている場合（祖父母等親族と同居している場合/世帯分離含む）	4
9	兄弟姉妹の状況 （同時申込）	未就学児3人以上の世帯で、兄弟姉妹が同じ月に同一の認定こども園等を新規に利用希望する場合	3
		未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が同じ月に同一の認定こども園等を新規に利用希望する場合（核家族）	2
		未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が同じ月に同一の認定こども園等を新規に利用希望する場合（祖父母等親族と同居している場合/世帯分離含む）	1
10	就労の状況	未就園児1人の世帯で、利用申込申請時点において両親が既に就労している場合（転園・区分変更を除く）	2
11	保育士等	保護者が県内の認定こども園等で就労している。または、就労をする予定の保育士等である場合 ※保育士証等免許の写しを添付してください。	15
12	介護職員	保護者が市内の介護サービス事業所等で就労している正規介護職員である場合	5
13	看護師	保護者が市内の病院等で就労している正規看護師である場合 ※厚生労働省発行看護師証の写し	5
14	継続利用	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（連携施設を第1希望施設としている場合）	5
		小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（連携施設以外を第1希望施設としている場合）	3
15	親族の状況	申込児童以外の就学前児童を保護者または祖父母等の親族が保育する場合	-5
16		同一町内で保育可能な6歳未満の祖父母等の親族がいる場合	-3
17	育休延長	希望する認定こども園等に入所できない際に育児休業の延長も許容できる場合	-10
18	社会的養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	(加点)
19	その他	その他市が定める事由	

※11、13… 保育士証等に記載されている氏が旧姓の場合は、マイナンバーカード等の氏の変更が確認できる書類を提示してください。

※11、12、13… 保育士等、介護職員、看護師等に該当する場合は、対象児童が在園中において当該職員であること等の誓約書を提出していただきます。

※14… 2歳児クラス以外は対象外です。

※18、19… 内容により加点、減点を行います。

<< 3 優先区分 >>

優先順位	項目	優先順位	
		高い	低い
1	特別な支援を要する家庭、ひとり親家庭である	有	無
2	兄弟姉妹が既に同一の認定こども園等に在園している場合 ※在園…幼稚園部を除く	有	無
3	父母の基本区分の指数のうち低い方を比較し、指数の高い児童である	高	低
4	利用希望の順位が高い施設である	高	低
5	利用希望施設の所在町に居住している	高	低
6	利用希望月の早い児童である	上位	下位
7	所得が低い世帯	低	高
8	利用申込時点において、児童および保護者が高島市内に住所を有している	市内	市外
9	保育を必要とする事由等を総合的に判断		

※5… 選考指数が同じ児童が複数いる場合は、「園の所在町にお住まいの方」を優先して決定します。これは、地域での生活と保育施設との距離を考慮した運用です。

※7… 優先順位7の基準となる所得は、令和9年8月以前の保育利用調整の場合は令和8年度課税所得（令和7年分所得）、9月以降は令和9年度課税所得（令和8年分所得）を基準とします。

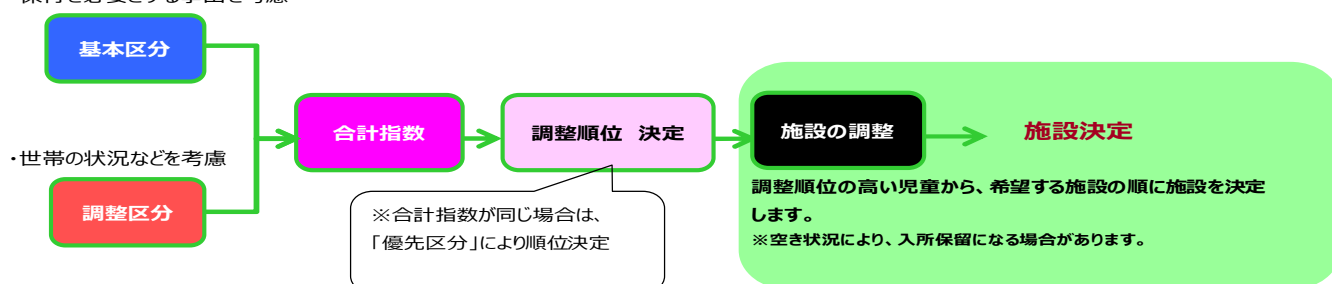
利用調整について

保育を必要とする事由により決定する「基本区分」と世帯の状況などにより決定する「調整区分」の合計指数を基に、指数の高い児童から順に、希望する施設の空き状況を確認し、利用施設を決定します。

なお、施設の空き状況以上に申し込みがあった場合、「基本区分」と「調整区分」の合計指数の高い児童が優先となります。合計指数が同じ場合は、「優先区分」に基づき利用調整を行います。

利用調整は、第1希望の保育施設に調整できない場合は、順に第2希望、第3希望の保育施設で調整を行います。

・保育を必要とする事由を考慮



5. 入園決定（内定）後について

（１）入園の辞退について

利用決定（内定）をしてから入園までの間に、施設を利用する必要がなくなった場合は、次の書類を支給認定証等と併せて提出してください。

【公立園】「教育・保育給付認定申請取り下げ申出書」および「入園辞退届」を幼児保育課に提出してください。

【私立園】「教育・保育給付認定申請取り下げ申出書」を幼児保育課に提出してください。

※私立園の入園辞退の手続きは施設にご確認ください。

（２）入園月の変更について

入園決定後の入園月の変更は、原則出来ません。ただし、入園児童の疾病等により、予定していた月の入園がやむを得ず困難となった場合は、幼児保育課までご連絡ください。

（３）利用施設の変更について

利用施設の変更は出来ません。

（４）入園までの認定内容の変更について

【就労等で利用決定（内定）しているが、妊娠の確定を受けた場合】

保護者の「妊娠・出産」以外の事由で保育の必要性が認定され、入園月の前々月から入園月の翌々月の5か月間に保護者の出産があった場合は、保育の必要性を「妊娠・出産」に変更し、再度審査を行いますので、「母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日の頁）」と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

【就労で利用決定（内定）したが、退職して求職活動を行う場合】

入園決定（内定）を取り消しますので、入園の辞退の手続きをしてください。求職活動を行う場合は、再度利用申込が必要です。

（５）退園について

必ず退園月の末日までに「退園届」を幼児保育課に提出してください。原則、退園日は末日となります。入園後に児童の病気や保護者の里帰り出産等で1か月以上通園できない場合や、保育の必要性が確認できない場合は退園となります。

※詳しくは、P59をご確認ください。

※市外に転出するときも同様に、退園手続きをしてください。

※私立園を利用の方は、私立園に退園届を提出してください。提出後は取消ができないのでご注意ください。

6. 幼児教育・保育の無償化について

現在、国の幼児教育・保育の無償化が実施されています。利用者負担額（保育料）について対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども達です。また、0歳から2歳までの子ども達については、住民税非課税世帯が同様に無償化の対象となりますが、高島市では、国の無償化の対象とならない子ども（0～2歳までの住民税課税世帯）の保育料も市が独自に完全無償化を行っています。

また、給食費（主食費・副食費）についても、公立・私立を問わず施設の利用者については市の子育て施策として補助をしています。

認可外保育施設等の利用者負担額（保育料）においても、市が独自に助成を行っています。詳しくは幼児保育課へお問合せください。（※保育の必要性を確認し、認定を受ける必要があります。）

7. 転入予定の児童の申し込みについて

申し込み時点では市外在住であっても、利用希望開始月の前月の末日（期日）までに高島市へ転入予定の児童であれば申し込みを受付します。

申し込みについては、市内在住者と同様に行います。ただし、期日までに高島市に住民登録をされる必要がありますので、誓約書に期日までに住民票を高島市に異動することを記入し、必要書類と併せて提出してください。

期日までに住民登録がない場合は、入園決定（内定）を取り消します。

※受入枠を超える申し込みの場合は利用調整を行いますが、合計指数が同じ場合は、『3 優先区分』に基づくため、高島市民の申し込みを優先します（P15 参照）。

※誓約書は高島市ホームページからダウンロードできます。

※郵送、FAXによる受付は行いません。オンライン申請は可能です。

8. 広域入所について

（1）高島市から他市町村の広域入所について

高島市に住民登録のある児童が、保護者の勤務等の都合で高島市外の認定こども園等への入園を希望する場合は、事前に希望する認定こども園等所在の市町村に申込締切日や必要書類等の注意点をご確認のうえ、幼児保育課にお問い合わせください。

高島市と認定こども園等所在の市町村との協議により入園の可否が決まります。ただし、当該市町村の事情によって入園できない場合があります。

【広域入所の流れ】



（2）他市町村から高島市の広域入所について

高島市で就労している等の理由により、高島市内の保育施設への入園を希望する場合は、住民登録のある市町村に申し込みをします。申込書類が締切日までに高島市で受付されていることが必要になります。※申し込み市町村での書類確認や、郵送期間もあるので早めにお手続きください。

高島市民の利用調整後、利用希望施設に空き定員がある場合のみ、他市町村からの広域入所の利用調整を行います（一斉申込では二次調整以降の対象となります。ただし、県内の保育施設で就労している保育士は除きます）。

広域入所の利用期間は当該年度中となるため、次年度も引き続き利用を希望する場合は、毎年申し込みが必要です。

9. 在園中の認定変更手続きについて

年度途中で、保育を必要とする事由、保育の必要量（短時間保育⇄標準時間保育）を変更する場合は、毎月10日までに必要書類が提出された場合に限り、翌月1日から認定の変更をします。認定区分（1号認定⇄2号認定）を変更する場合は、変更したい月の前々月の末日までに必要書類を提出してください。（必ずしも認定区分の変更ができるわけではありません。先に施設にご確認ください。）

住所の変更や就労状況の変更、妊娠等その他生活に変化がありましたら幼児保育課までご相談ください。

【提出期限】認定変更：変更したい月の前月10日まで（10日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

認定区分変更：変更したい月の前々月の末日まで（末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）

【受付場所】高島市役所 幼児保育課（新館2階）

【受付時間】9時00分～17時00分

【必要書類等】施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書

保育の必要性が確認できる書類（変更対象保護者のみ）

マイナンバー確認書類

交付されている支給認定証

手続きをされる方の本人確認書類

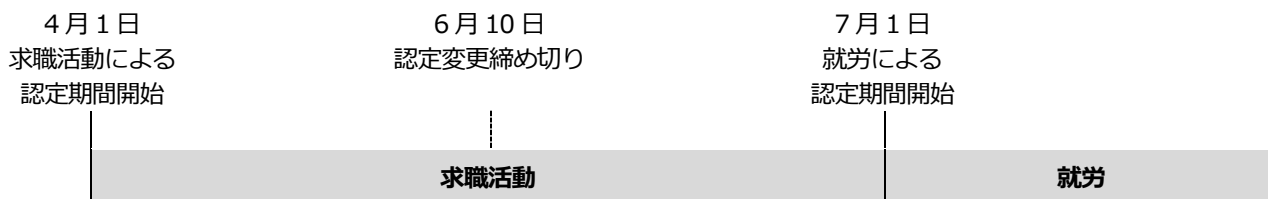
※必要書類等は、P9を参照してください。

よくある事例 ※手続きには、事例で挙げている書類の他に上記の必要書類を提出してください。

（1）求職活動を事由に新規入園したが、就労した場合

認定期間中（最長3か月）に就労した場合は、保育を必要とする事由を変更しますので、認定期間終了月の10日までに就労していることを証明する「就労証明書」を提出してください。

※求職活動での認定は同じ年度内で一度だけです。期間延長はできません。



※認定期間は6月末までですが、翌月からの変更の締め切りとなる6月10日までに提出をすることで、翌月以降も継続利用が可能となります。

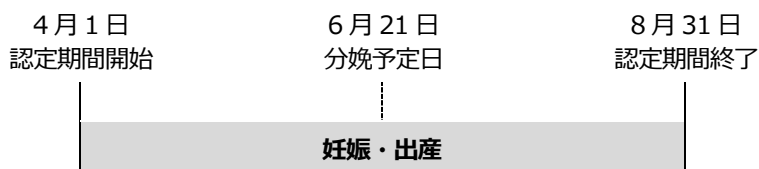
※保育必要事由が認定期間終了月の10日までに確認できない場合は退園になります。

（2）就労していたが、退職して求職活動を行う場合

保育を必要とする事由を変更しますので、「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。変更申請書の提出後、認定期間が3か月間に変更され、認定事由が「求職活動」に変わります。

（3）妊娠・出産を事由に新規入園した場合

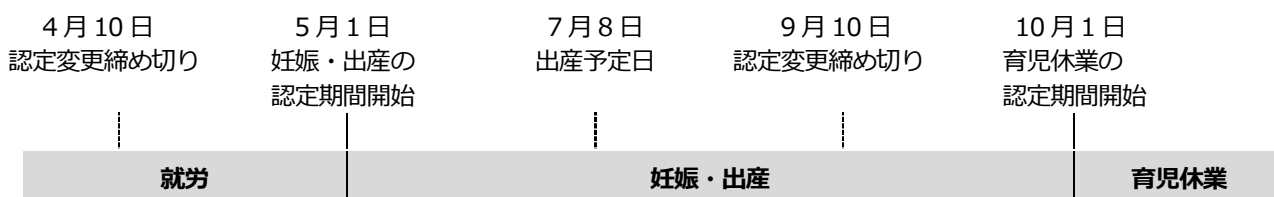
母子健康手帳に記載されている分娩予定日を基準として、産前2か月・産後2か月目の月末までが「妊娠・出産」としての認定期間となり、期間満了後は退園することになります。



(4) 就労していたが、第2子以降を妊娠し、出産後に育児休業を取得する場合

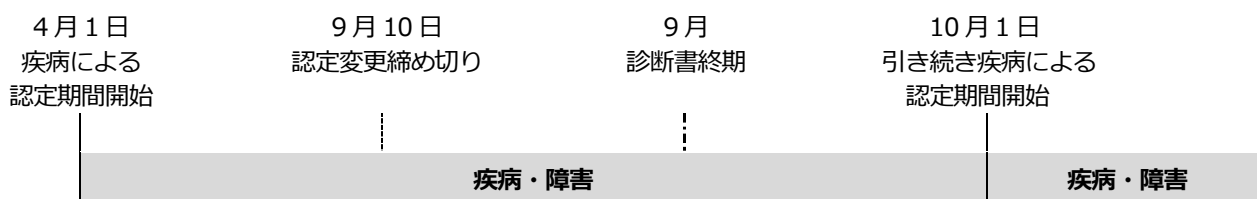
母子健康手帳の交付を受けたら、「母子健康手帳の写し」を提出してください。分娩予定日を基準として産前2か月・産後2か月目の月末までが「妊娠・出産」としての認定期間となります。保育の必要量や認定期間が変わるため、「教育・保育給付認定変更申請書」が必要です。

その後、育児休業の対象となる児童が満1歳になる月の月末まで、「育児休業」として認定を受けることができます。育児休業の期間を証明する「就労証明書」を提出してください。



(5) 疾病を事由に新規入園したが、引き続き事由が疾病に該当する場合

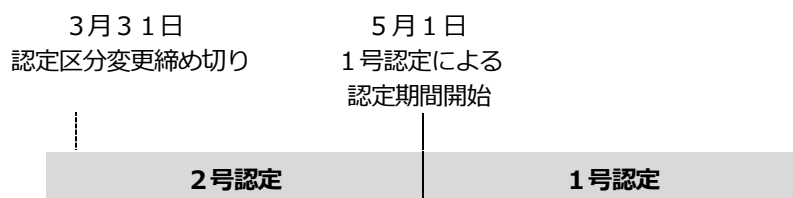
診断書に記載の期間までを認定期間としており、引き続き事由が該当して保育が必要となる場合は、認定期間終了月の10日までに期間等が明記された「診断書」を提出してください。



※診断書に記載の期間が9月までの場合、認定期間は9月末までです。10月から引き続き「疾病」で認定申請する場合は、9月10日までに手続きが必要です。

(6) 1号認定から2号認定への変更、または2号認定から1号認定へ認定区分を変更する場合

保護者自身が必ず利用施設に認定区分変更が可能か事前に確認のうえ、認定の変更申請をしてください。なお、1号認定から2号認定へ認定区分の変更をする場合は、保育の必要性が確認できる書類（P9参照）を提出してください。



※施設の定員等により、変更ができない場合があります。あらかじめ利用施設にご相談ください。

(7) 在園中に勤務先を変更した場合

新たな勤務先で証明した「就労証明書」と「教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出してください。保育の必要量や認定期間が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も必要です。

（８）住所や保護者名等を変更した場合

住民票の異動や戸籍を変更した場合は、「教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出してください。世帯員の変更も伴う転居をされた場合は、「教育・保育施設給付認定変更申請書」も必要です。

10. 延長保育等について

高島市内の認定こども園等では、在園児が保護者の就労等のやむを得ない事情等で認定を受けている時間を超えて保育を必要とする場合や未就園児が一時的に保育を必要とする場合について、以下の事業を実施しています。ここで説明している時間や料金等は公立園の場合です。詳しくは施設にお問い合わせください。

※一部対象でない施設もあります。

（１）延長保育

2号・3号認定の児童について、認定の保育時間を超えて延長保育を実施します。

【公立園の場合】

認定区分	延長保育の実施時間	延長保育料
保育短時間	7時30分～8時	30分当たり 100円
	16時30分～19時	
保育標準時間	18時30分～19時	

（２）一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定の児童について、教育標準時間を超えた時間や夏季休業日の預かりを行います。

【公立園の場合】

利用日	利用時間帯	一時預かり利用料
平日	14時30分～16時30分	30分当たり 100円
夏季休業日	8時30分～12時30分	利用基本額 1回当たり 400円
	12時30分～14時30分	1時間当たり 100円
	14時30分～16時30分	30分当たり 100円

※保育の必要性が確認できた場合、国の幼児教育・保育の無償化の対象となり、一時預かり事業（幼稚園型）の保育料（給食代等は除く）が償還される制度があります。詳しくは幼児保育課へお問合せください。

（３）病児保育

入院の必要はなくても、病気のために幼稚園・認定こども園等に登園できず、保護者の就労等の理由により家庭で保育を行うことが困難な児童を対象に保育します。

詳しくは高島市ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 高島市病児保育室 「おひさま」

〒520-1121 高島市勝野1667番地 高島市民病院 健診棟1階
080-5706-9555（保育室専用の携帯電話です。）

（４）一時預かり事業（一般型）

未就園児がいる保護者が一時的に家庭で児童を保育できないとき、保護者の病気等の緊急時や保護者の心身の負担を軽減するために、認定こども園等で一時的に保育します。

詳しくは高島市ホームページをご覧ください。施設にお問い合わせください。

1.1. 随時申込について

一斉申込終了後に保育が必要になり申し込みされる場合は、次のとおり随時申込を受付します（一斉申込等で待機となった児童の認定変更も含みます）。※私立の1号認定については、直接施設にお問合せください。

【受付期間】 令和9年3月1日以降随時 利用希望月の前々月の末日まで
（末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）

【受付場所】 高島市役所 幼児保育課（新館2階）

【受付時間】 9時00分～17時00分（窓口延長開庁日であっても、時間外の受付は行っておりません。）

【必要書類】 P7参照（一斉申込と同様です。）

【結果通知】 受付した月の翌月20日頃に文書で発送します。

※2・3号認定については各支所および施設では受付はできません。

※保育の必要性が高い場合であっても、申し込み多数の場合や施設の状況により、希望された施設を利用できないことがあります。

教育・保育給付認定申請・施設利用申し込み（記入方法はP22以降参照）

- 公立園、私立園とも幼児保育課の職員が受付します。
- 必要書類を確認します。P7をご参照ください。

利用調整

- 申請者の希望、認定こども園等の状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整を行います。
- ※利用調整とは、市が定める「保育施設等利用調整にかかる指数表」に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うことです。

決定（内定）した

決定（内定）しなかった

利用決定等通知

- 利用施設の決定（内定）後は、以下の書類を送付します。
- 【公立園に決定】 利用決定通知書および支給認定証
【私立園に決定】 利用調整結果通知書および支給認定証を送付
（決定通知書は施設から通知）

入所保留通知

- 利用調整の結果、認定こども園等のクラスに空き定員が無い場合は、入所保留（待機）となり、保留通知書および支給認定証を送付します。
- 保留の有効期限内で翌月以降も利用調整を行い、利用可能となった場合にのみ保護者に連絡します。
- 年度内に入園できなかった場合で、次年度も利用調整を希望する場合は、改めて次の年度の利用申し込みが必要です。

入園

- 入園後、児童の集団生活への適応等を目的として、ステップ保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。
- ※ステップ保育の期間については、児童の成長により個人差があります。

記入例（1号認定・2号認定・3号認定 申請者）

様式第3号（第5条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書

高島市長

令和 年 月 日

(フリガナ) 保護者氏名	タカシマ タロウ	連絡先	自宅	25-8037	受付年月日
	高島 太郎		訂正する際、修正テープ等は使用しないでください。		
保護者住所	〒520-1592				
	高島市新旭町北畑565番地				
(フリガナ) 申請にかかる 児童氏名	タカシマ ジロウ	生年月日	性別	保育の希望	障がい者手帳等の有無
	高島 次郎	令和 〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 男 ☐ 女	☒ 有 ☐ 無	☒ 有 ☐ 無
個人番号（マイナンバー）	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇				

※保育の希望の有無欄については、小規模保育事業所・家庭的保育事業所・認定こども園（保育園部）を希望する方は「有」に記入し、幼稚園との併願の場合は「有」に記入し、幼稚園を希望される方は「無」に記入してください。
※「有」の方は以下に記入し各種必要書類を添付してください。「無」の方は以下に記入し添付書類は必要ありません。
※世帯分離にかかわらず、住民票の住所が同じ場合は世帯員に記入してください。

申請児童の世帯状況（世帯員）	続柄	フリガナ	氏名	生年月日	令和8年1月1日 時点の住所	職業・通学（園）先等	個人番号 （マイナンバー）	性別
	父		タカシマ タロウ	高島 太郎	昭和 平 〇〇年〇〇月〇〇日	☐ 高島市 ☒ 高島市外 (大津市)	会社員	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
		タカシマ ハナコ	高島 花子	昭和 平 〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 ()	パート	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☐ 男 ☒ 女
兄		タカシマ イチロウ	高島 一郎	大・昭和 平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 ()	子育て小学校	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☒ 男 ☐ 女
		タカシマ サブロー	高島 三郎	大・昭和 平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 ()		〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☒ 男 ☐ 女
父の父		タカシマ イチノスケ	高島 一之助	大・昭和 平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 ()	農業	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☒ 男 ☐ 女
		タカシマ サユリ	高島 さゆり	大・昭和 平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 ()	無職・身体障害 者手帳1級	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☐ 男 ☒ 女
マイナンバーを記載してください。提出の際には、次の2点を確認します。 ①正しいマイナンバーであることの確認。 ②手続きを行っている方の本人確認 詳しくはP7を参照してください。								

家庭状況	☐ 生活保護受給世帯 ☐ ひとり親家庭 ☒ 在宅障がい児（者）のいる世帯 ☐ 左記以外
認定（利用） を希望する期間	令和〇〇年〇〇月1日から ☐ 令和 年 月末日まで ☒ 小学校就学前まで

保育の利用を必要とする理由 および利用希望時間 （「保育希望の有無」欄で有 の方のみ記入）	父	① 就労 ② 疾病・障害 ③ 介護等 ④ 災害復旧 ⑤ 求職活動 ⑥ 就学 ⑦ 妊娠・出産 ⑧ その他 ()
	母	① 就労 ② 疾病・障害 ③ 介護等 ④ 災害復旧 ⑤ 求職活動 ⑥ 就学 ⑦ 妊娠・出産 ⑧ その他 ()
	8時30分～16時30分（1日 8時間） ☐ 標準時間 ☒ 短時間	

●祖父母の状況 ※利用希望開始時点の情報を記載してください。祖父母の状況（同居・別居や年齢等）も必ず記載をしてください。

父方祖父 (〇〇)歳	☒ 同居 ☐ 別居（町内・町外） 申込児童の保育 ☐ 可・ ☒ 不可（不可の場合の事由↓） ☒ 就労 ☐ 介護 ☐ 疾病 ☐ 離別・不明 ☐ 死去 ☐ その他	母方祖父 (〇〇)歳	☐ 同居 ☒ 別居（町内・町外） 申込児童の保育 ☐ 可・ ☒ 不可（不可の場合の事由↓） ☒ 就労 ☐ 介護 ☐ 疾病 ☐ 離別・不明 ☐ 死去 ☐ その他
父方祖母 (〇〇)歳	☒ 同居 ☐ 別居（町内・町外） 申込児童の保育 ☐ 可・ ☒ 不可（不可の場合の事由↓） ☐ 就労 ☐ 介護 ☒ 疾病 ☐ 離別・不明 ☐ 死去 ☐ その他	母方祖母 (〇〇)歳	☐ 同居 ☒ 別居（町内・町外） 申込児童の保育 ☐ 可・ ☒ 不可（不可の場合の事由↓） ☒ 就労 ☐ 介護 ☐ 疾病 ☐ 離別・不明 ☐ 死去 ☐ その他

記入例（1号認定・2号認定・3号認定 申請者）

●家庭状況（※該当者のみ）		
生活保護		☐ 適用なし ☐ 適用あり
ひとり親 家庭	児童扶養手当	☐ 認定あり ☐ 認定なし ☐ 申請中
	事由	☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 未婚 ☐ その他（ ☐ 別居（ 年 月ごろから、離婚調停： ☐ なし ☐ あり※証明書添付）
●兄弟姉妹同時申込における意向確認（※該当者のみ）		
兄弟姉妹の同時申込 ☐ なし ☒ あり ※申込は別途必要		☒ 一部の児童だけでも入所を希望する （入所できなかった児童の保育方法： 認可外保育施設を利用して働く。 ） ※保育必要事由に該当しない場合、入所できません。
●入所保留時の保育必要性について		
入所できない場合について		☐ 入所申込を取り下げて自宅で保育する ☐ 育休を延長する ☒ 引き続き今年度の入所を希望する（入所までの保育内容の予定をご記入ください） （ 認可外保育施設を利用する。 ） ☐ 保育必要事由：妊娠出産に該当する ☒ 直ちに、就労先に復帰する ☐ その他（ ）
●外国籍児童（※該当者のみ）		
母国語について		☐ ベトナム語 ☐ 英語 ☐ ポルトガル語 ☐ タイ語 ☐ 中国語 ☐ その他（ ）
日本語の会話・理解等	父	☐ できる（話すことができる・書くことができる・読むことができる） ☐ 少しできる（少し話すことができる・少し書くことができる・少し読むことができる） ☐ できない→通訳方法（ ）
	母	☐ できる（話すことができる・書くことができる・読むことができる） ☐ 少しできる（少し話すことができる・少し書くことができる・少し読むことができる） ☐ できない→通訳方法（ ）
	児童	☐ できる（話すことができる・書くことができる・読むことができる） ☐ 少しできる（少し話すことができる・少し書くことができる・少し読むことができる） ☐ できない→通訳方法（ ）
●個人情報の提供等及び、虚偽記載時の処分への同意書		
次の同意事項について確認のうえ、☐にレ点をチェックしてください。 当申請における同意事項及び施設利用にあたっての確認事項 ☒ 申請書・利用申込書・調査票に記載された内容や、市役所職員が聞き取らせていただいた内容については保育に役立てるため、保育の利用調整、保育の実施に必要な範囲内で保育施設・事業所に情報提供すること。 ☒ 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯を含む）および世帯情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して情報提供すること。 ☒ 令和8年度の支給認定証の交付にあたっては申請から30日を経過する通知になることがあること。 ☒ 就労先へ就労状況を確認する場合があること。 ☒ 申請事由の事実確認ができない場合や、虚偽の申告があった場合は入園決定の取り消し、もしくは退園となることがあること。 次の事項を確認のうえ、☐にレ点をチェックをしてください。 ☒ 入園後は、ならし保育（ステップ保育）期間があり、通常の保育時間より早い時間での降園となります。 就労開始時期・就労時間などにご注意ください。（時間や期間は各園にご確認ください。） ☒ 登園・降園時以外にも児童の体調不良などにより園から送迎をお願いすることがあります。送迎が可能な園の申込みをお願いします。 ☒ 在園中に、保育必要事由に変更があった場合は、変更の手続きが必要になります。必ず幼児保育課へ申し出てください。 ☒ 認定変更の提出期限までに、認定変更・区分変更の手続きがされない場合は保育必要事由が確認できないため退園となることがあります。必ず、認定期間をご確認ください。 上記の内容について同意および確認し、記載のとおり施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。 内容をご確認のうえ、☐にレ点チェックしていただき、保護者の署名をお願いします。		
高島市長 宛て 令和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日 保護者氏名 高島 太郎		

特定教育施設・保育施設等 利用申込書 (入園申込書)

高島市（福祉事務所）長 様
施設管理者 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保 護 者	氏名	(フリガナ) タカシマ タロウ 高島 太郎	連絡先	自宅	25-8037	受付年月日		
				父携帯	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
				母携帯	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
申 込 児 童	住所	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地						
	氏名	(フリガナ) タカシマ シロウ 高島 二郎	性別	性 別	男・女	生 年 月 日	令和9年4月1日現在年齢	認定番号
					令和 〇〇年〇〇月〇〇日生	〇 歳		

育児休業の延長が許容できる場合☑を入れてください。
調整には入りますが、指数が下がります。

☒ 希望する認定こども園等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる。※左記項目にチェックすると、利用調整における優先順位が低くなります。

利 用 希 望 施 設	第1希望	子育てこども園	園	☒ 認定こども園（ ☐ 幼稚園 ☒ 保育園） ☐ 幼稚園 ☐ 小規模保育 ☐ 家庭的保育
	第2希望	支援こども園	園	☒ 認定こども園（ ☐ 幼稚園 ☒ 保育園） ☐ 幼稚園 ☐ 小規模保育 ☐ 家庭的保育
	第3希望	みらい保育	園	☒ 認定こども園（ ☐ 幼稚園 ☒ 保育園） ☐ 幼稚園 ☐ 小規模保育 ☐ 家庭的保育
利用希望期間		令和〇〇年〇〇月 1日 から ☐ 令和 年 月 末日 まで ☒ 小学校就学前 まで		

●保護者情報 利用希望期間は令和9年4月から令和10年3月までです。

続柄	保護者氏名	年齢	申込時保育必要理由	就労先名・電話番号
父	高島 太郎	〇〇 歳	1.就労 2.疾病・障害 3.介護等 4.災害復旧 5.求職 6.就学 7.その他（ ）	(株)〇〇 TEL: 〇〇-〇〇〇〇
母	高島 花子	〇〇 歳	1.就労 2.疾病・障害 3.介護等 4.災害復旧 5.求職 6.就学 7.出産 8.その他（ ）	〇〇病院 TEL: 〇〇-〇〇〇〇

●兄弟・姉妹在園児 令和9年4月1日時点の情報を記載してください

続柄	児童名	クラス年齢	在籍園	状態
弟	高島 三郎	〇 歳児	子育てこども園	☒ 保育園部 ☐ 在園中 ☐ 幼稚園部 ☒ 申込中
		歳児	園	☐ 保育園部 ☐ 在園中 ☐ 幼稚園部 ☐ 申込中
		歳児	園	☐ 保育園部 ☐ 在園中 ☐ 幼稚園部 ☐ 申込中

●児童の保育状況 現在の申込児童の保育状況を記載してください。

☒ 自宅保育（父 ☒母・祖父母） ☐ 同伴就労（父・母） ☐ 職場内託児所（父・母）

☐ 認定こども園・認可外保育施設などに在園中（施設名： ）

☐ 療育施設などに在籍（施設名： ）

☐ その他（具体的に ）

上記のとおり施設利用を申し込みます。

保護者氏名 **高島 太郎**

児 童 の 健 康 状 況 調 査 票

○ご記入いただいた内容については、利用する施設ならびに市が関係機関において、施設における教育または保育に関する目的以外には使用しません。

児童の氏名： **高島 二郎**

【児童の生年月日】

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

定期的な治療・通院について	☒ なし・ ☐ あり⇒	傷病名	
		通院状況	□年 □月 □週に（ ）回程度
	日中に必要な薬がありますか。 ☒ なし・ ☐ あり		
	※「あり」の場合 ⇒（薬名： ）（いつ必要か： ）		
	日常的に必要な医療的ケアがありますか。 ☒ なし・ ☐ あり		
	※「あり」の場合 ⇒（酸素吸入・たん吸引・経管栄養・導尿・インスリン注射・その他（ ））		
	その他、健康上の配慮が必要な場合は具体的に記入してください。		
	特になし		
アレルギーについて	☒ なし・ ☐ あり・ ☐ まだわからない ※「あり」の場合 ⇒ ☐ 食物アレルギー（ ） 除去 ☐ 不要・ ☐ 必要 ☐ その他のアレルギー（ ） ※アレルギーによる食事制限が必要な場合、入園決定後、医師の診断書（生活管理指導表等）が必要です。		
乳幼児健診	最後に受けた健診の情報 ☒ 1 歳 8 か月健診 令和〇〇年〇〇月〇〇日受診 ・ ☐ 未受診 今まで受けた健診等でお子様の発達について特に指導を受けたことがありますか。 ☒ なし・ ☐ あり（「あり」の場合、その内容を具体的に記入してください）		
身体障害者手帳	☒ なし・ ☐ あり⇒（障害名： 等級： ）		
療育手帳	☒ なし・ ☐ あり⇒（障害名： 等級： ）		
その他	施設利用にあたり配慮すべきことがありましたら記入してください。		

次の同意事項について確認のうえ、☐にレ点をチェックしてください。

☒申込児童の健康・発達状況について、記載内容の確認のため連絡させていただく場合や健診の担当課など関係機関に確認する場合があります。

☒申込児童の健康・発達状況について、関係機関に確認した情報を利用希望施設へ提供する場合があります。

☒申込児童の健康・発達状況について、利用決定施設から健診の担当課など関係機関に確認する場合があります。

上記内容について了承し、必要に応じてこれらの行為が行われることに同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保護者氏名

高島太郎

就労・復職に関する誓約書

(宛先) 高島市長

下記の児童について認定こども園等の利用申込を行うにあたり、下記のとおり誓約します。

児童氏名	高島 次郎
生 年 月 日	令和 ○年 ○○月 ○○日
就 労 開 始 年 月 日	○○○○年 ○月 ○○日
ま た は	
復 職 年 月 日	

復職の場合、利用希望の翌月15日までに復職となります。

(例) 令和9年4月利用希望月の場合、
令和9年4月1日から
令和9年5月15日までの復職日を記入します。

以下の項目について確認（☒）し、記名してください。☒ 就労証明書に記載の就労時間と日数以上で就労します。☒ 育児休業から復職する場合、就労証明書に記載の就労先で復職します。☒ 復職・内定の場合、入園月の1日から翌月15日までの間に就労開始します。☒ 育児のための短時間制度を利用する場合は、下記の就労時間日数で復職します

・就労日数 月間 20日

・就労時間 一日 8時間

また、現時点で詳細が不明の場合は下記の要件を必ず満たして復職します。

・就労証明書6に記載の、就労日数（月間 日）での復職。

・就労時間が一日6時間以上

※この条件を満たさない場合、減点になり入園決定が取り消され再度申請が必要になります。

☒ 上記項目を満たさない場合は、入園決定を取り消されても異議申し立てません。また、入園後に発覚した場合に、退園とされても異議申し立てません。

以上の点について、すべて確認のうえ、了承しました。

令和 ○年 ○○月 ○○日

保護者 住所 高島市新旭町565番地

続柄 母 氏名 高島 花子

この誓約書は、就労する保護者1人につき1枚必要です。父母ともに就労をしている場合は、それぞれ1枚誓約書を自署してください。

自営業就労に関する誓約書

（宛先）高島市長

下記の児童について認定こども園等の利用申込を行うにあたり、下記のとおり誓約します。

児童氏名	高島 次郎
生 年 月 日	令和 ○年 ○○月 ○○日
就労開始年月日	○○○○年 ○月 ○○日

以下の項目について確認（☒）し、記名してください。

☒ 就労証明書に記載の就労時間と日数以上で就労します。

☒ 自営業中心者に従事しているため、下記の添付書類を提出します。

確定申告書（市県民税申告書）※直近のもの

※開業したばかり等で上記の書類が提出できない場合は、下記の書類等を提出ください。

（ただし、書類の発行日から1年以内のもの）

開業届出書・営業証明書・その他（ ）

☐ 自営業協力者に従事しているため、下記の添付書類を提出します。

専従者の記載のある確定申告書（市県民税申告書）・源泉徴収票等、就労していることがわかる公的書類の写し

※自営業協力者に従事したばかり等で上記の書類が提出できない場合は、下記の書類等を提出ください。

1. 就労していることがわかるもの（出勤簿3か月分、タイムカード3か月分、委託契約書、仕事に関する許可証等）

2. 報酬・販売等による収入等が確認できるもの（給与明細3か月分、通帳の給与振込ページ3か月分、報酬内訳等）

3. 月間スケジュール3か月分

※上記いずれの書類も用意できない場合、自営業就労内定となり指数は3点となります。

また、利用開始希望月より3か月以内に実績の提出（同上3点）が必須です。

提出できない場合、実態が把握できないため退園となります。

☒ 自営業の実態が確認できない場合、入園決定を取り消されても異議申し立てません。また、入園後に発覚した場合に、退園とされても異議申し立てません。

以上の点について、すべて確認のうえ、了承しました。

令和 ○年 ○○月 ○○日

保護者 住所 高島市新旭町565番地

続 柄 父 氏 名 高 島 太 郎

この誓約書は、自営業就労する保護者1人につき1枚必要です。

父母ともに自営業就労をしている場合は、それぞれ1枚誓約書を自署してください。

就労証明書

記入例（2号認定・3号認定 申請者）

高島市長 宛

事業所の皆様へ
お忙しいところ申し訳ございませんが、証明書の記載をお願いします。不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。
また、高島市のホームページにてExcel版をダウンロードしていただくことも可能です。

証明日	西暦	2026	年	9	月	9	日
事業所名	〇〇〇〇株式会社						
代表者名	〇〇 〇〇						
所在地	滋賀県高島市新旭町〇〇番地						
電話番号	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇
担当者名	〇〇 〇〇						
記載者連絡先	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																																							
1	業種	☒ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																																							
2	フリガナ 本人氏名	タカシマ ハナコ 高島 花子 生年月日 1995 年 1 月 1 日																																																																																																							
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2026 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日																																																																																																							
4	本人就労先事業所	名称 〇〇〇〇株式会社 住所 滋賀県高島市新旭町〇〇番地																																																																																																							
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																																							
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th><th>祝日</th><th>合計 時間</th><th>月間</th><th>時間</th><th>分</th><th>うち休憩時間 記載不要分</th></tr> <tr> <td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td>160</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="10">一月当たりの就労日数</td><td>月間</td><td>20</td><td>日</td><td>一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td>5</td><td>日</td></tr> <tr> <td colspan="10">平日</td><td>9</td><td>時</td><td>0</td><td>分</td><td>~</td><td>17</td><td>時</td><td>0</td><td>分</td><td>(うち休憩時間 記載不要 分)</td></tr> <tr> <td colspan="10">土曜</td><td></td><td>時</td><td></td><td>分</td><td>~</td><td></td><td>時</td><td></td><td>分</td><td>(うち休憩時間 分)</td></tr> <tr> <td colspan="10">日祝</td><td></td><td>時</td><td></td><td>分</td><td>~</td><td></td><td>時</td><td></td><td>分</td><td>(うち休憩時間 分)</td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	うち休憩時間 記載不要分	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		160	0			一月当たりの就労日数										月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日	平日										9	時	0	分	~	17	時	0	分	(うち休憩時間 記載不要 分)	土曜											時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)	日祝											時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	うち休憩時間 記載不要分																																																																																													
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		160	0																																																																																															
一月当たりの就労日数										月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日																																																																																									
平日										9	時	0	分	~	17	時	0	分	(うち休憩時間 記載不要 分)																																																																																						
土曜											時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)																																																																																						
日祝											時		分	~		時		分	(うち休憩時間 分)																																																																																						
	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>合計時間</th><th>月間</th><th>週間</th><th>時間</th><th>分</th><th>うち休憩時間 記載不要 分</th></tr> <tr> <td>☒</td><td>160</td><td></td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6">就労日数 ☒ 月間 ☐ 週間 20 日</td></tr> <tr> <td colspan="6">主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)</td></tr> </table>	合計時間	月間	週間	時間	分	うち休憩時間 記載不要 分	☒	160		0			就労日数 ☒ 月間 ☐ 週間 20 日						主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)																																																																																				
合計時間	月間	週間	時間	分	うち休憩時間 記載不要 分																																																																																																				
☒	160		0																																																																																																						
就労日数 ☒ 月間 ☐ 週間 20 日																																																																																																									
主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)																																																																																																									
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1"> <tr> <th>年月</th><th>2026</th><th>年</th><th>6</th><th>月</th><th>年月</th><th>2026</th><th>年</th><th>7</th><th>月</th><th>年月</th><th>2026</th><th>年</th><th>8</th><th>月</th></tr> <tr> <td>20</td><td>日</td><td>/</td><td>月</td><td>160.00</td><td>時間</td><td>/</td><td>月</td><td>20</td><td>日</td><td>/</td><td>月</td><td>160.00</td><td>時間</td><td>/</td><td>月</td><td>20</td><td>日</td><td>/</td><td>月</td><td>160.00</td><td>時間</td><td>/</td><td>月</td></tr> </table>	年月	2026	年	6	月	年月	2026	年	7	月	年月	2026	年	8	月	20	日	/	月	160.00	時間	/	月	20	日	/	月	160.00	時間	/	月	20	日	/	月	160.00	時間	/	月																																																																
年月	2026	年	6	月	年月	2026	年	7	月	年月	2026	年	8	月																																																																																											
20	日	/	月	160.00	時間	/	月	20	日	/	月	160.00	時間	/	月	20	日	/	月	160.00	時間	/	月																																																																																		
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 10 月 1 日 ~ 2026 年 12 月 31 日																																																																																																							
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2027 年 1 月 1 日 ~ 2027 年 11 月 1 日																																																																																																							
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病																																																																																																							
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 11 月 2 日																																																																																																							
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 11 月 2 日 ~ 2028 年 11 月 1 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 15 時 0 分 (うち休憩時間 記載不要 分)																																																																																																							
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 有																																																																																																							
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☒ 有(予定) ☐ 有																																																																																																							
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 可																																																																																																							
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 可																																																																																																							
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月																																																																																																							
18	備考欄																																																																																																								
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th><th>生年月日</th><th>施設名</th><th>利用状況</th></tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td><td>2023 年 5 月 5 日</td><td>〇〇こども園</td><td>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td><td>2026 年 11 月 1 日</td><td>〇〇こども園</td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	利用状況	〇〇 〇〇	2023 年 5 月 5 日	〇〇こども園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	〇〇 〇〇	2026 年 11 月 1 日	〇〇こども園	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																											
児童名	生年月日	施設名	利用状況																																																																																																						
〇〇 〇〇	2023 年 5 月 5 日	〇〇こども園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																																																																						
〇〇 〇〇	2026 年 11 月 1 日	〇〇こども園	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																																						

この書類は、
保護者の就労先の事業所に記載をしてもらってください。
保護者自身での記載・作成はしないでください。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、
刑法上の罪に問われる場合があります。
※記入漏れや不明な点等がある場合は、高島市から担当者
に問い合わせることがあります。

この欄は保護者が記載してください。

高島市役所 子ども未来部 幼児保育課 0740-25-8037

就労・介護・看護・（ ）スケジュール表

	月	火	水	木	金	土	日
8:00							
9:00	↑ (職場1) 打ち合わせ		↑ (職場1) 打ち合わせ		↑ (職場1) 打ち合わせ	↑ 現場作業(職場1)	
10:00	↓		↓		↓		
11:00	↑	↑	↑		↑		
12:00	↓ 休憩		↓ 休憩		↓ 休憩	↓ 事務作業(職場1)	
13:00	↑	↑	↑	終 日 休 み	↑		終 日 休 み
14:00	↓ (職場2) 打ち合わせ	↓ (職場2) 報告書作成	↓ (職場2) 打ち合わせ		↓ (職場2) 事務作業		
15:00	↑		↑		↑		
16:00	↓		↓		↓		
17:00	↑		↑				

【記入上の注意点】

- 1：記載事項に整合性がない場合や、虚偽がある場合、保育を必要とする事由に該当しないと認められる場合は希望する認定が受けられません。
- 2：保護者の就労状況等を確認するための重要な資料となりますので、1週間の状況を詳細に記入してください。
- 3：移動時間は就労等の時間に含みません。また、就労等の場所も記入してください。

合計0時間

この欄は幼児保育課職員が使用しますので記載不要です。

0時間

0時間

合計*4週＝

【その他のスケジュール等】

例：第3月曜日は病院の付き添いがある、火曜日は20：00～6：00まで夜勤など

職場1は〇〇株式会社、職場2は××株式会社

※ケアプラン（1週間の計画表）などがある場合はそちらの提出でも代用できます。

保護者氏名 ●● ●●
児童氏名 ●● △△

就労に関する誓約書（保育士等・正規介護職員・正規看護師）

高島市長 宛

私は、高島市の認定こども園等の利用調整にあたり、保育士等※1、または正規介護職員※2、正規看護師※3として勤務することを条件に優先的に取り扱われることを希望するため、本誓約書を提出します。

令和〇年〇月〇〇日

保護者住所 高島市新旭町北畑 565 番地

保護者署名 高島 花子

児童氏名	児童生年月日
高島 次郎	令和〇年 〇月 〇〇日
高島 三郎	令和〇年 〇月 〇〇日
	年 月 日

以下の内容に誓約・同意します。

1. 認定こども園等利用開始から1年以上、下記就労（予定）先・就労開始日のとおり就労します。
2. 就労（予定）先を退職（内定取消を含む）した場合は、1か月以内に保育所等（県内）・介護施設（市内）・病院等（市内）で就労します。
3. 上記事項を満たさない場合は、退園または入園取消となっても異議を申し立てません。

就労（予定）先

施設・事業所名	〇〇〇こども園
---------	---------

就労開始日

令和〇年 〇月 〇日から就労開始（予定）

【注意事項】

※1 保育士等とは、県内の保育所等待機児童の解消に寄与する施設で就労している、または就労する予定の以下の職種を指します。

- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭。
- ・特定の資格や実務経験を条件に保育に携わることができる職種。

看護師（正規看護師、准看護師）、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員。

※2 市内の介護施設サービス事業所等で就労している正規介護職員に限る。（事務職、理学療法士等は対象外です。）

※3 市内の病院等で就労している正規看護師に限る。（准看護師、事務職、理学療法士等は対象外です。）

・就労証明書を併せてご提出ください。（記載内容に虚偽があった場合は、認定こども園等の利用を取消することがあります。）

・就労状況が変更となることがやむを得ない事情による場合には、個別の状況により判断します。

求職活動に関する誓約書

（宛先）高島市長

下記児童について教育・保育給付認定を申請するにあたり、現在求職活動中または求職活動予定のため、事業従事の証明書を提出できません。つきましては、下記のとおり誓約し、求職活動のため教育・保育給付認定の申請をします。

児 童 氏 名	〇〇 〇〇
生 年 月 日	令和 〇年 〇月 〇日
利用開始希望日	令和 〇年 〇月 〇日

認定期間の例

令和9年4月から利用希望の場合、
認定期間は令和9年4月から6月末まで
ですが、認定変更が前月10日のため、
令和9年6月10日を記載します。

以下の項目について確認（☒）し、記名してください。

- ☒ 利用希望開始月より3か月以内に就労し、令和〇年〇〇月〇〇日迄に就労証明書を提出いたします。
- ☒ 求職活動での教育・保育認定については、年度内に一度しか認定できないことを確認済みです。
- ☒ 上記期限までに就労できず、他の保育を必要とする理由にも該当しない場合には、その月の末日までに認定こども園等の施設を退園し、教育・保育認定を取り下げます。
- ☒ 求職活動の事実が確認できない場合、入園決定を取り消されても異議を申し立てません。

以上の点について、すべて確認のうえ、了承しました。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

保護者 住所 高島市新旭町〇〇番地

続柄 母 氏名 高島 花子

様式第14号（第12条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定変更申請書

高島市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(フリガナ) 保護者氏名	タシマ タロウ	連絡先	自宅	25-8037	受付年月日
	高島 太郎		父携帯	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	母携帯		080-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
保護者住所	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地				
(フリガナ) 申請にかかる 児童氏名	タシマ シロウ	生年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	☒ 男 ☐ 女
個人番号（マイナンバー）	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	保育の希望			
		☒ 有 ☐ 無			
		障がい者手帳等の有無			
		☒ 有 ☐ 無			

訂正する際、修正テープ等は使用しないでください。

※保育の希望の有無欄については「小規模保育事業所・家庭的保育事業所・認定こども園（保育園部）」を希望される方は「有」に記入し、その他の場合は「無」に記入してください。
※「有」の方は以下に記入し各種必要書類を添付してください。「無」の方は以下添付書類は必要ありません。
※世帯分離にかかわらず、住民票の住所が同じ場合は世帯員に記入してください。

1号認定の申請 → 『無』に〇
2号認定・3号認定の申請 → 『有』に〇

続柄	フリガナ		生年月日	令和 4年1月1日 時点の住所	職業・通学（園）先等	個人番号 （マイナンバー）	性別
	氏	名					
父	タシマ タロウ	昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日	☐ 高島市 ☒ 高島市外 （大津市）	会社員	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☒ 男 ☐ 女
	高島 太郎						
母	タシマ ハナコ	昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 （ ）	パート	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☐ 男 ☒ 女
	高島 花子						
兄	タシマ イロウ	大・昭・平・令	〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 （ ）	子育て小学校	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☒ 男 ☐ 女
	高島 一郎						
弟	タシマ サブウ	大・昭・平・令	〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 （ ）	子育てこども園	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☒ 男 ☐ 女
	高島 三郎						
父の父	タシマ イノスケ	大・昭・平・令	〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 （ ）	農業	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☒ 男 ☐ 女
父の母	タシマ サユリ	大・昭・平・令	〇〇年〇〇月〇〇日	☒ 高島市 ☐ 高島市外 （ ）	無職・身体障害 者手帳1級	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	☐ 男 ☒ 女
		大・昭・平・令	〇〇年〇〇月〇〇日	☐ 高島市 ☐ 高島市外 （ ）			☐ 男 ☐ 女
							☐ 男 ☐ 女

マイナンバーを記載してください。提出の際には、次の2点を確認します。

① 正しいマイナンバーであることの確認

② 手続きを行っている方の本人確認

詳しくはP6を参照してください。

家庭状況

☐生活保護受給世帯 ☐ひとり親家庭 ☒在宅障がい児（者）のいる世帯 ☐左記以外②認定（利用）
を希望する期間令和 〇〇年〇〇月 1 日 から 〇令和 年 月 月末日まで ☒小学校就学前まで

変更となる理由に〇をしてください。

該当する場合は、障害者手帳の写しを必要書類に添付してください。

変更の内容	1. 就労 2. 疾病・障害 3. 介護等 4. 災害復旧 5. 求職活動 6. 就学 7. その他（ ）	1. 就労 2. 疾病・障害 3. 介護等 4. 災害復旧 5. 求職活動 6. 就学 7. 妊娠・出産 8. その他（ ）
変更を必要とする理由	父	母
変更後の保育必要量	7 時 30 分 ~ 18 時 30 分（1日 11 時間）	☒ 標準時間 ☐ 短時間

上記のとおり施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定の変更を申請し、下記の項目について同意します。

・市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同

した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。

・申請書等に記載された内容および職員が聞き取りさせていただいた内容について、保育の実施に必要な範囲内で保育施設・事業所に情報提供すること。

・変更後の支給認定証の交付にあたっては、申請から30日を経過する通知になること。

・届出内容が事実と相 内容を確認いただき、保護者の署名をお願いします。

保護者氏名 高島 太郎

P5を参照し、保育の必要量を選択してください。

特定教育施設・保育施設等 退園届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高島市福祉事務所長

保護者 住所 高島市新旭町北畑565番地
氏名 高島 太郎

下記のとおり、児童を退園させたいので届け出ます。

入 園 児 童 の 氏 名	高島 二郎
生 年 月 日	令和〇年〇月〇〇日
利 用 施 設 の 名 称	〇〇〇こども園
退 園 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日
退 園 理 由	△△市へ引越しをするため

高島市内 認定こども園等サービス一覧表(内容については、各園に直接お問い合わせください。)																		
区 分	地 域	M a p	施 設 名	利用定員 (令和8年4月1日現在)			受入年 齢 (2・3号認定)	1号認定(教育標準 準時間認定)				2・3号認定(保育 認定)				障がい児 保 育	通園バス	一時 預かり (一般 型)
				1号	2号	3号		開所 時間		一時 預かり (幼稚園 型)	開所時 間		延長保 育					
								平日	土曜		朝 昼 夏季	平日		土曜				
幼稚園	今 津	私 立 ③	学校 法人恵の園 今津 幼稚園	15			15	8:30～14:30	—	—	○	○			○	—	○	
小 保 育 事業所 小規模	安 曇 川	私 立 ⑤	はこぶね保育園ひかりの			12	12						8:30～16:30	8:30～16:30	—	—	—	
家 庭 的 事業所 家庭的	今 津	私 立 ④	家 庭 的 保 育 園Peek-a-boo			5	5						8:30～16:30	—	—	○	(注1) ○	
家 庭 的 事業所 家庭的	新 旭	私 立 ⑨	家 庭 的 保 育 園Peek-a-boo 新旭			5	5						8:30～16:30	—	—	—	(注1) ○	
認 定 こ ど も 園	マ キ ノ	公 立 ①	(仮称)高島市立マキノこども園	—	—	—	—	8:00～16:30	—	—	○	○	7:30～19:00	7:30～19:00	○	○	○	
	今 津	私 立 ①	社 会 福 祉 法 人 近 江 愛 隣 会 愛隣こども園	10	50	25	85	7:30～19:00	—	○	○	○	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○	○	
		私 立 ②	社 会 福 祉 法 人 のぞみ 会 なないろこども園	10	90	40	140	7:30～19:00	—	○	○	○	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○	○	
		朽 木	公 立 ②	高 島 市 立 朽 木 こ ど も 園	10	20	10	40	8:00～16:30	—	—	○	○	7:30～19:00	7:30～19:00	○	○	○
(注1)在園児数が利用定員を満たさない場合のみ利用ができる、余裕活用型 一時預かり事業です。																		
※私立④家庭的保育園Peek-a-boo、⑨家庭的保育園Peek-a-boo新旭および⑤はこぶね保育園ひかりのは短時間認定(保育の必要量)のみです。ご注意ください。																		

区 分	地 域	M a p	施 設 名	利用定員 (令和3年4月1日現在)				受入年齢 (2・3号認定)	1号認定(教育標準時間認定)						2・3号認定(保育認定)				障がい児 保育	通園バス	一時預かり (一般型)
				1号 2号 3号 合計					開所時間			土曜 曜 夏季 (幼稚園型)			開所時間		延長保育				
平日	土曜	朝	曜	夏季	平日	土曜	平日	土曜													
認定こども園	安曇川	私立⑥	社会福祉法人はこぶね会 安曇川はこぶね保育園	10	64	36	110	生後6カ月 ～ 小学校就学前	7:30～19:00	—	○	○	○	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○	○			
				40	50	25	115	生後6カ月 ～ 小学校就学前	8:00～17:30	—	○	○	○	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○	—			
		私立⑧	学校法人藤波学園 藤波こども園	35	40	20	95	生後6カ月 ～ 小学校就学前	8:00～17:30	—	○	○	○	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○	—			
				10	50	40	100	生後6カ月 ～ 小学校就学前	7:30～19:00	—	○	○	○	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○	○			
	公立③	高島市立高島こども園	15	40	15	70	生後6カ月 ～ 小学校就学前	8:00～16:30	—	—	○	○	7:30～19:00	7:30～19:00	○	○	○				
			50	100	45	195	生後6カ月 ～ 小学校就学前	8:00～16:30	—	—	○	○	7:30～19:00	7:30～19:00	○	○	○				
	新旭	公立④	高島市立大師山さくら園	40	85	45	170	生後6カ月 ～ 小学校就学前	8:00～16:30	—	—	○	○	7:30～19:00	7:30～19:00	○	○	○			
				40	85	45	170	生後6カ月 ～ 小学校就学前	8:00～16:30	—	—	○	○	7:30～19:00	7:30～19:00	○	○	○			
	高島	私立⑨	社会福祉法人慈光会 しろふ保育園					生後6カ月 ～ 小学校就学前													

※通園バスの運行は、二部対象にならない地域がありますので、詳細については各園に直接お問い合わせください。

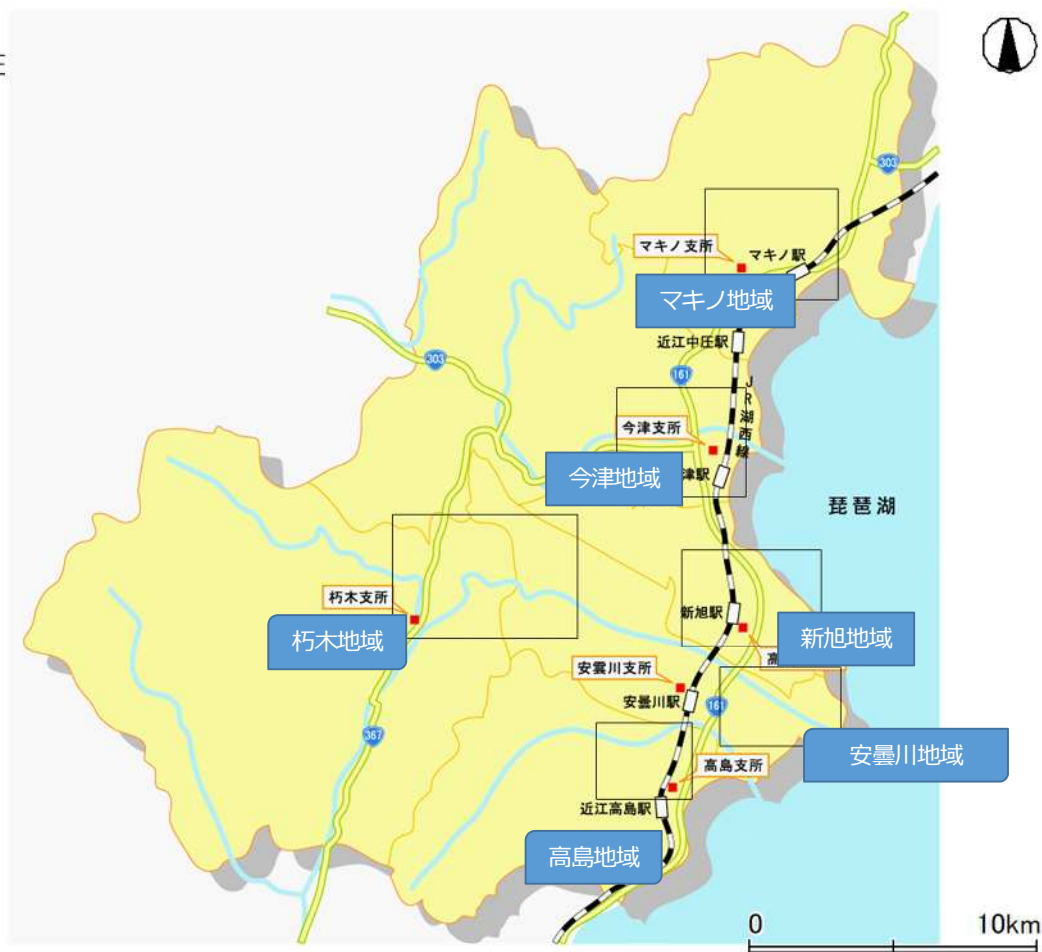
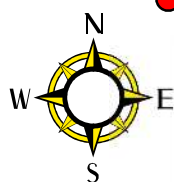
※マキノ東こども園とマキノ西こども園は令和9年4月1日に統合します。

※公立園の土曜保育は共同保育を行っています。

○マキノこども園の児童……令和9年度旧マキノ東こども園で実施 令和10年度旧マキノ西こども園で実施

○高島こども園・静里なのはな園の児童……静里なのはな園で実施 ○朽木こども園・大師山さくら園の児童……大師山さくら園で実施

高島市内 認定こども園等位置図



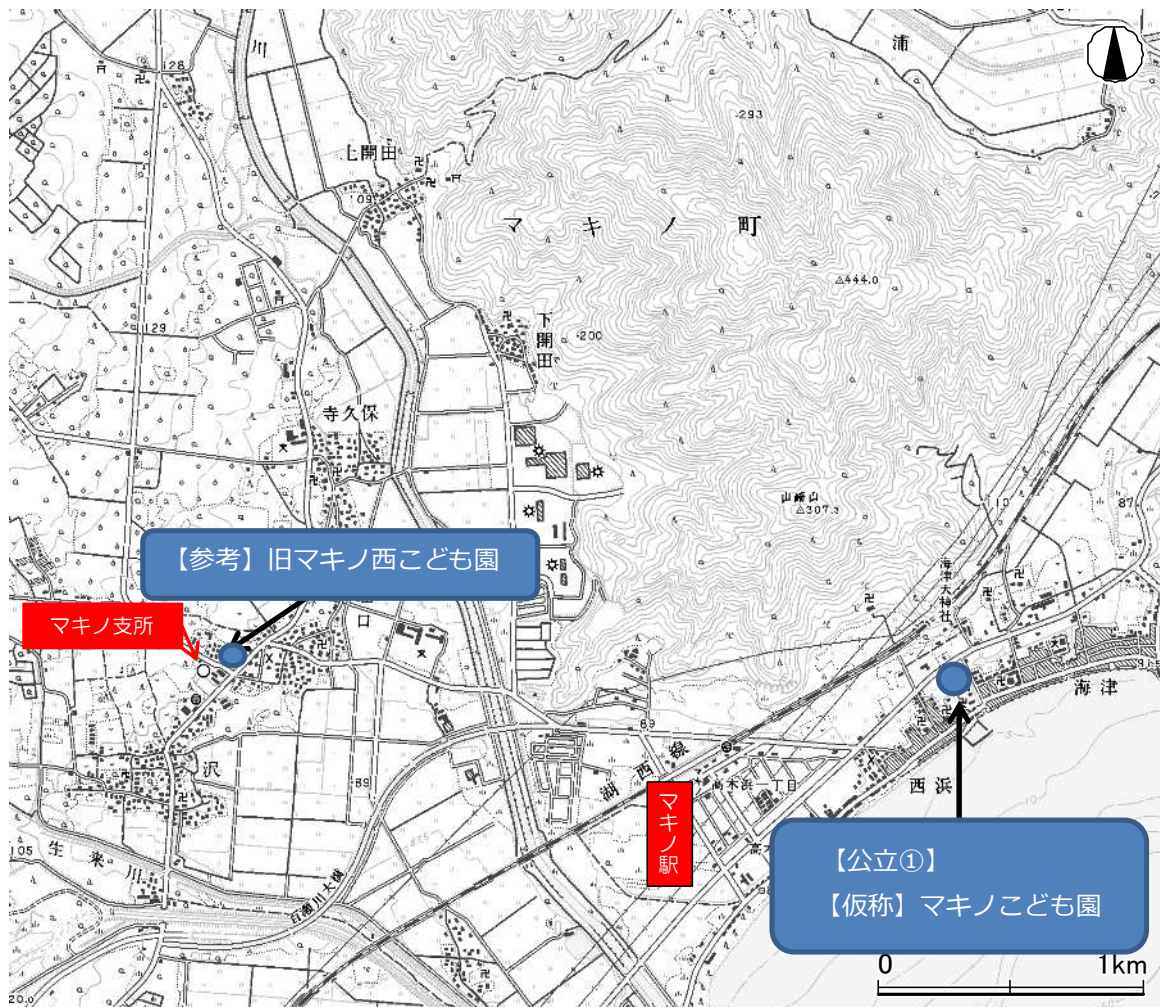
私立園

今津地域	①愛隣こども園(幼保連携型認定こども園)
	②なないろこども園(幼保連携型認定こども園)
	③今津幼稚園(幼稚園)
	④家庭的保育園Peek-a-boo(家庭的保育事業所)
安曇川地域	⑤はこぶね保育園ひかりの(小規模保育事業所)
	⑥安曇川はこぶね保育園(幼保連携型認定こども園)
	⑦中央ユニバーサルこども園(幼保連携型認定こども園)
	⑧藤波こども園(幼保連携型認定こども園)
高島地域	⑨しろふじ保育園(保育所型認定こども園)
新旭地域	⑩家庭的保育園Peek-a-boo新旭(家庭的保育事業所)

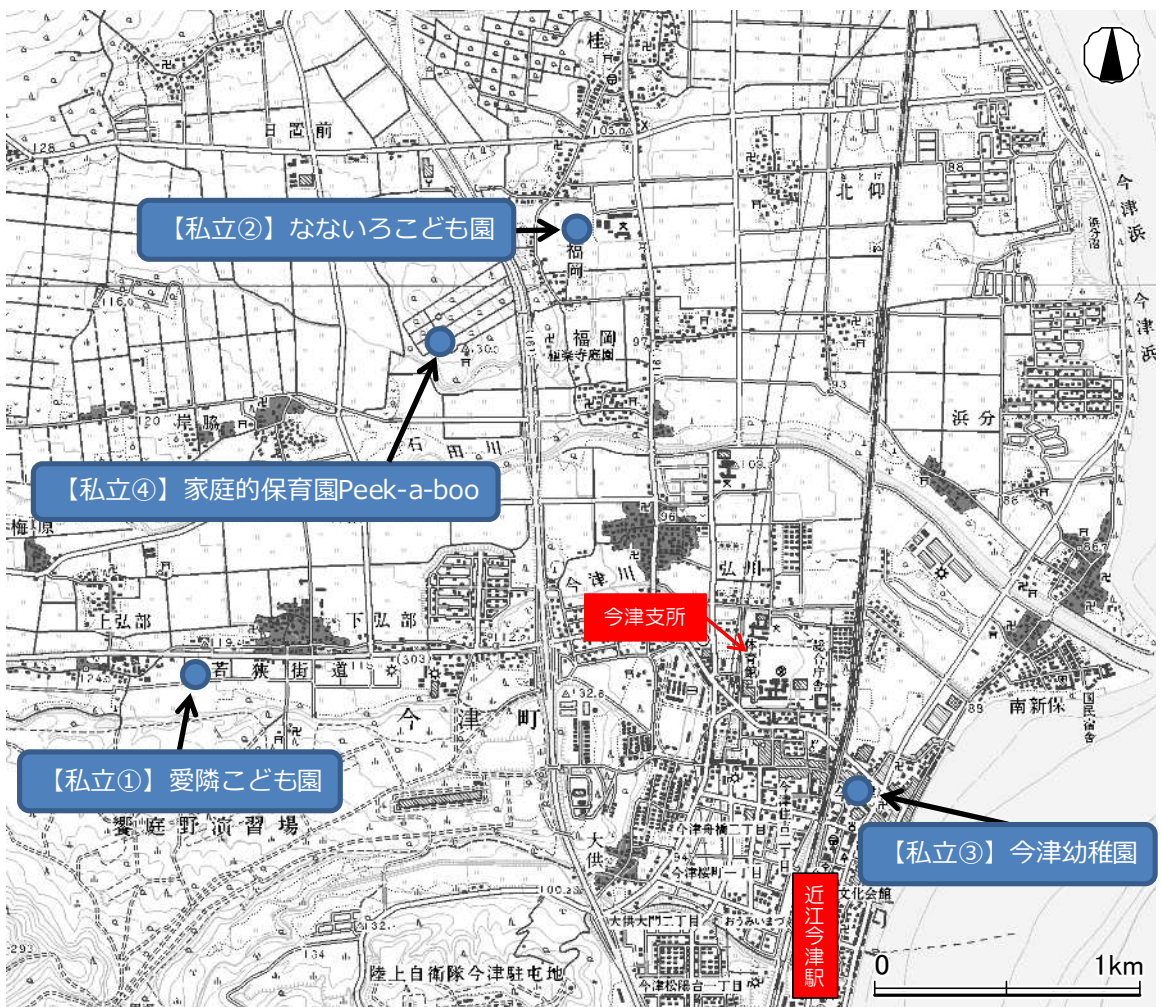
公立園

マキノ地域	①【仮称】マキノこども園(保育所型認定こども園)
朽木地域	②朽木こども園(保育所型認定こども園)
高島地域	③高島こども園(保育所型認定こども園)
新旭地域	④大師山さくら園(保育所型認定こども園)
	⑤静里なのはな園(保育所型認定こども園)

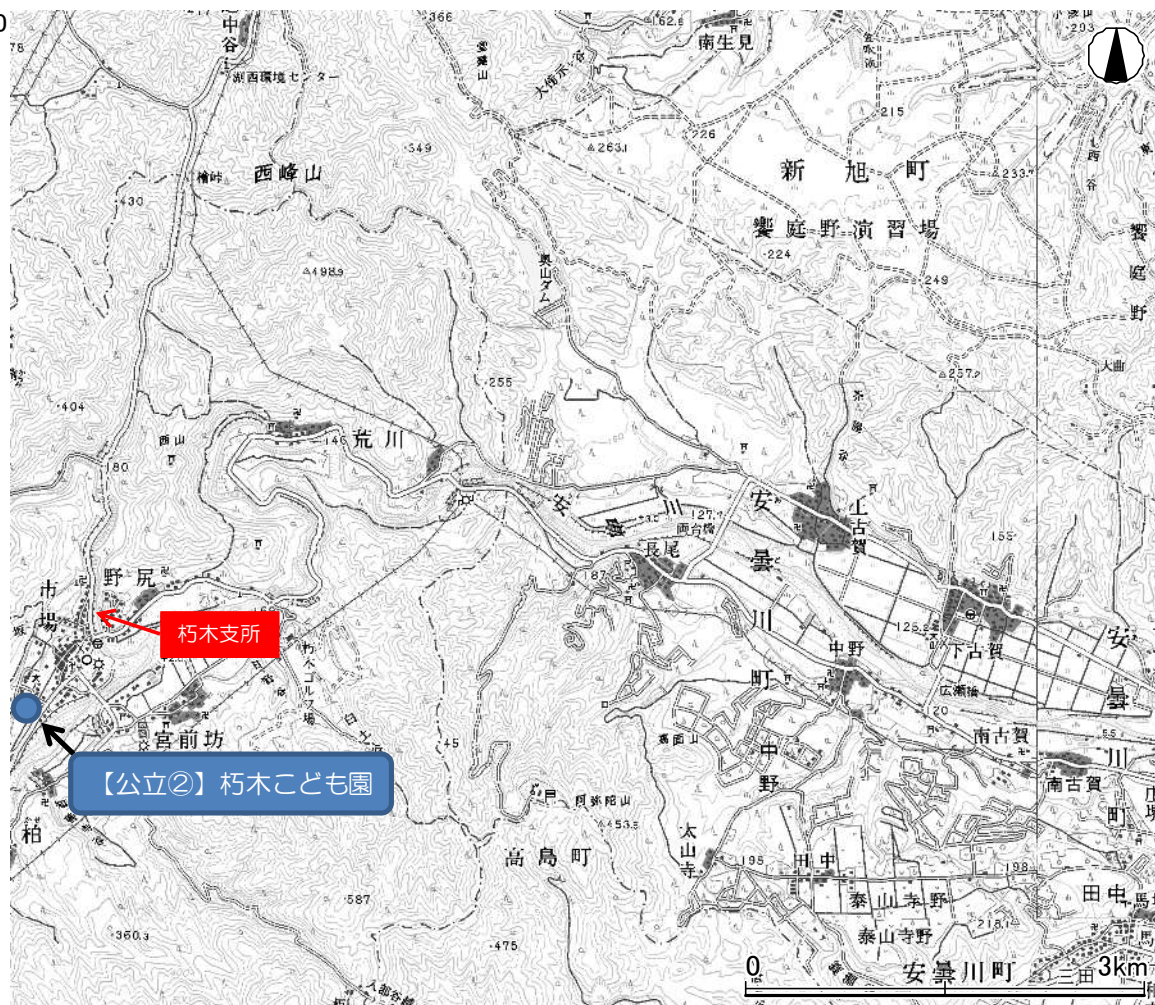
マキノ地域 拡大図



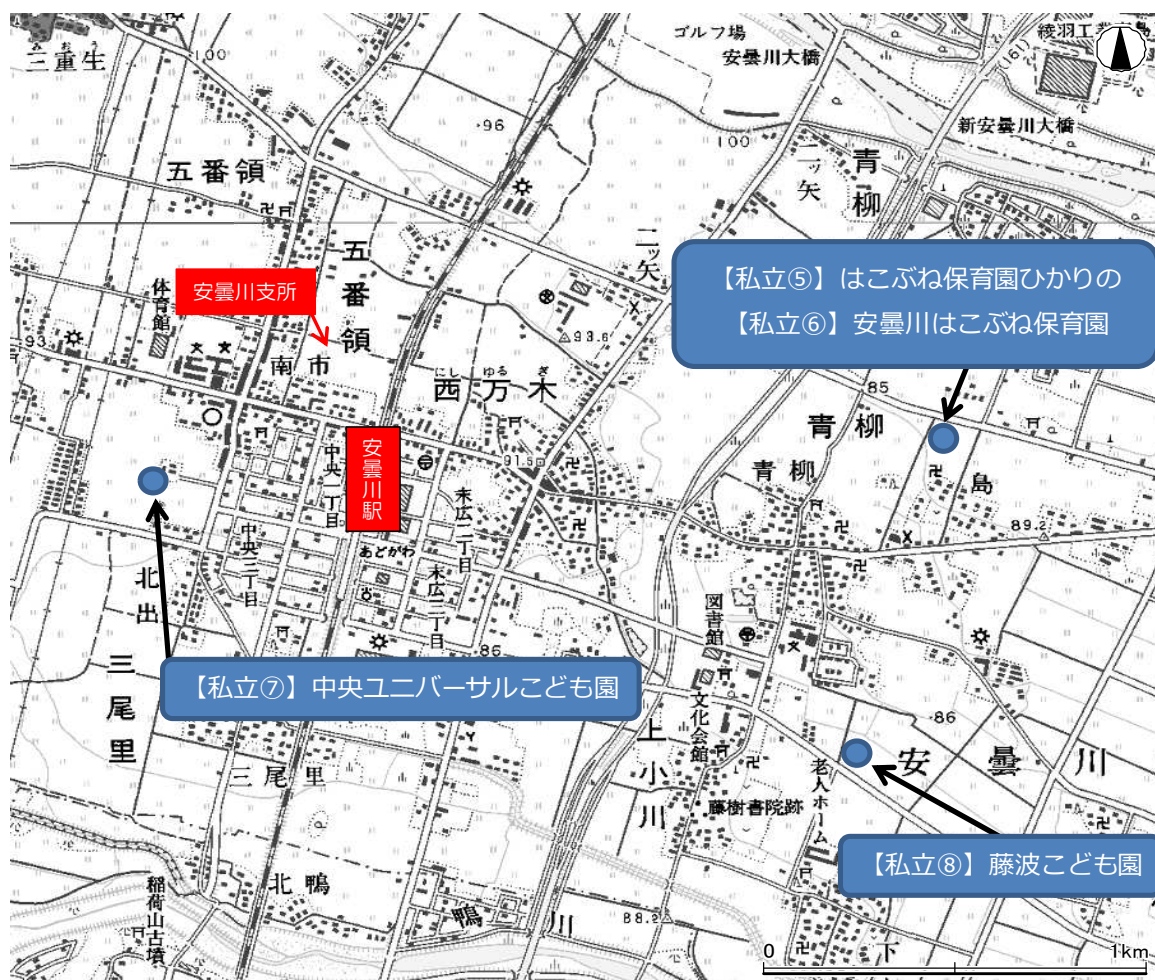
今津地域 拡大図



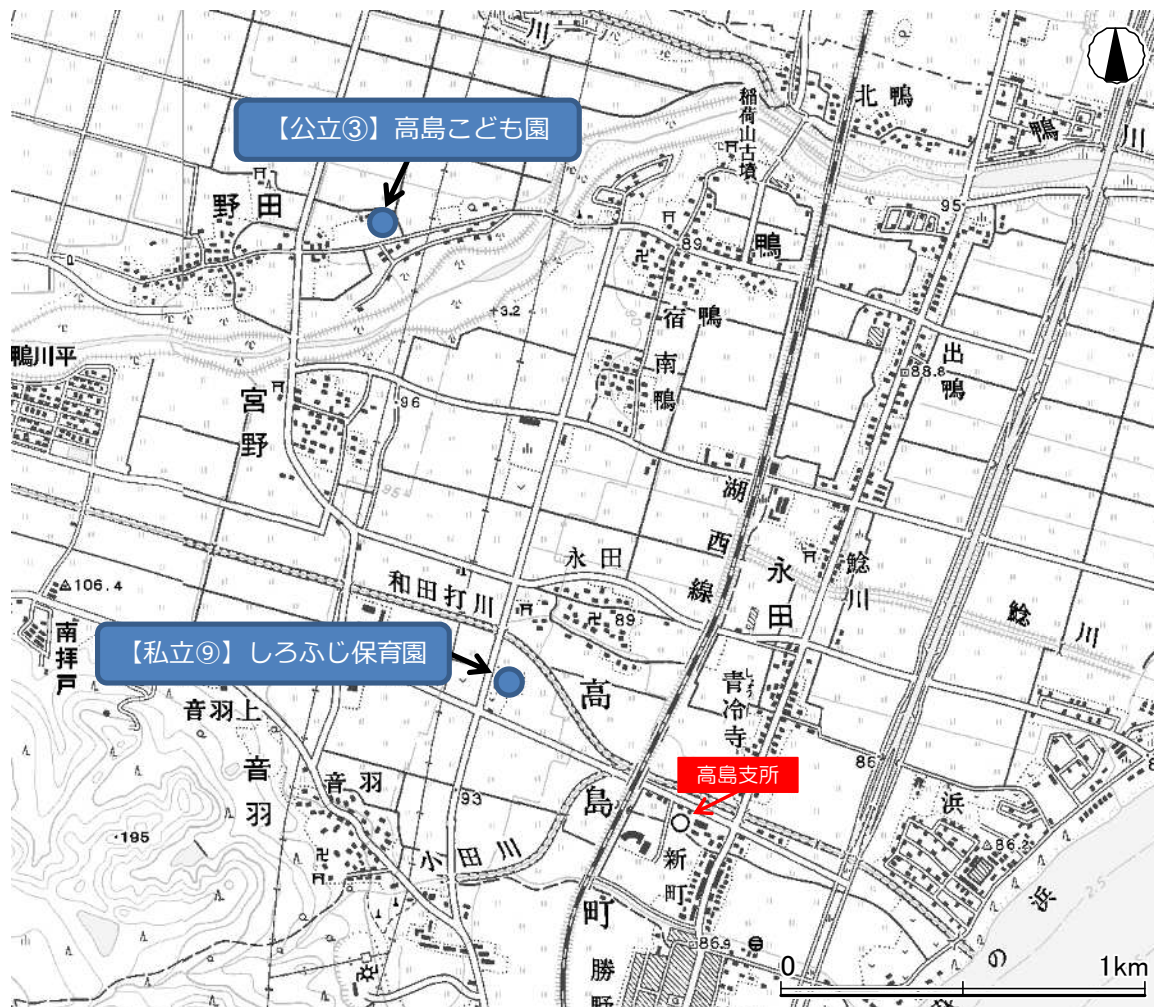
朽木地域 拡大図



安曇川地域 拡大図



高島地域 拡大図



新旭地域 拡大図



【私立①】

あいりん えん

愛隣こども園

(幼保連携型認定こども園)



設置主体：社会福祉法人近江愛隣会

所在地：〒520-1613

高島市今津町上弘部1231番地1

電話番号：0740-22-2339

FAX：0740-22-1771

ホームページ：<https://airin-kodomoen.com/>

【園の概要】

本園は、昭和26年に日本基督教団今津教会と地元の有志により地域の保育園として開園しました。平成23年に現在の場所に新築移転し、のびのびと遊べる広い園庭や川の水を取り込んだビオトープ、自園の田んぼでの稲作をはじめとした年間を通じた食育活動など、自然に恵まれた環境を保育に活かしています。様々な遊び・経験を通して子どもたちが学べる環境を作り、心と体の育ちを大切にした保育を心掛けています。子育て支援室「あいあいひろば」を併設し、未就園児と保護者の支援や地域交流を行っています。

保育・教育
目標

基本理念：

愛する心を育もう

～人を愛することのできる人になる～

- ・丈夫な子ども
- ・明るく思いやりのある子ども
- ・創りだす子ども
- ・神の恵みを知り感謝できる子ども
- ・自分のことは自分でできる子ども
- ・友だちと仲良くあそぶ子ども

保育・教育
の特色

- ・キリスト教の愛の精神、隣人愛と基とした、感謝の心、愛の心を育てる。
- ・園周辺の四季の彩りや、ビオトープでの生き物の観察やふれあいなど、自然を感じ命を感じる
- ・音楽リズムを取り入れ感性を育てる。
- ・運動あそびやリトミック、また運動器具等を使っての体力づくり。
- ・園の田んぼ等での栽培活動や調理体験を通して生きる力や感謝の心を育む食育活動。
- ・看護師、理学療法士を配置し、より専門的視点で園児の健やかな育ちを支えます。
- ・医療的ケア児の受け入れにも対応。
- ・給食は、ビタミンやミネラルの摂取を意識したバランスの取れた献立作りや、添加物が入っていない食材の使用等、子どもたちの健やかな成長のための取り組みを実践。
- ・離乳食、アレルギー除去食にも可能な範囲で対応しています。

主な
行事

- 【1学期】 入園式、田植え、七夕、水あそび・プールあそび、お楽しみ会(5歳児)、夏まつり
- 【2学期】 運動会、稲刈り、芋掘り、餅つき、クリスマス祝会
- 【3学期】 ごっこ遊び、豆まき、お別れ遠足、お別れ会、記念植樹、卒園式
- 【年間】 誕生会、避難訓練、身体計測、移動図書館、英語であそぼう、運動あそび(リーベ、FLAT)、はなまるおじかん(5歳児書写指導)、保育参観、親子遠足、交通安全教室 等

園
※指
主定
なも
購
入
物

1号・2号認定(3～5歳児)

- ・カラー帽子(ネックガード付き) 992円
- ・スモック 2,000円
- ・体操服(上・下) 5,400円
- ・クレパス 640円
- ・はさみ 400円
- ・色鉛筆 796円
- ・マジック 639円
- ・道具箱 660円
- ・おたよりケース 270円
- ・園児バッグ(入園のお祝いとして園から贈呈)

3号認定(0～2歳児)

- ・カラー帽子(乳児用/ネックガード付き) 992円
- ・おたよりケース 270円
- ・園児バッグ(入園のお祝いとして園から贈呈)
(令和8年度の金額です)

愛隣こども園の見学は随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。
☎0740-22-2339
ウェブサイトはこちらから



※各
主自
な準
備
も
備
の
物

- 【全園児】
 - ・通園用かばん(リュックサック、0歳児はトートバッグ可)
 - ・園庭用の靴 ・お昼寝用布団 ・コップ、歯ブラシ(入れる袋)
 - ・着替え(入れる袋) ・箸、箸箱 ・手拭きタオル ・水筒 など
 - 【0～2歳児】
 - ・おしぼり ・食事用エプロン ・お尻拭き ・お尻敷き用タオル など
- ※各年齢の生活や活動により持ち物は異なります。

主そ
な
の
経
他
費
の

- | | 1号・2号認定(3～5歳児) | 3号認定(0～2歳児) |
|---------------------|----------------|-------------|
| ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 | 年額：200円 | |
| ・保護者会費(在園2人目から半額) | 年額：4,000円 | |
| ・絵本代(2歳児から) | 月額：500円前後 | |

事子
業育
のて
内支
容援

- 手作りおやつ
- かんたん制作
- 幼児食・離乳食教室
- 運動あそび(リーベ)
- ベビーマッサージ
- 子育て相談
- 身体計測
- 誕生会
- あいあいランチ会
- その他 園行事への参加、季節の行事や地域交流事業

保育園部入園受付：令和8年10月15日(木)9時～16時 受付場所：高島市役所新館3階 会議室

幼稚園部入園受付：令和8年10月15日(木)～30日(金)9時～16時(土・日曜日は除く) 受付場所：愛隣こども園

※記載内容は変更されることがあります。

【私立②】

えん
なないろこども園
(幼保連携型認定こども園)



設置主体：社会福祉法人のぞみ会
所在地：〒520-1652
高島市今津町福岡1926番地
電話番号：0740-22-0314
FAX：0740-22-0319
ホームページ：<http://www.nanairo-k.or.jp>

子どもたちの輝かしい未来の応援団

明るく、楽しく、元気、本気の教育・保育で、この地域を成長、発展させること、
なないろこども園に関わる全ての人を幸せにすることが我々の目標であり、願いです。



定員は幼稚園部10名、保育園部130名 計140名です。

我々は、子どもたち、保護者、職員、その他園に関わる全ての人をなないろファミリーと呼びます。
子どもたちの喜び、成長のために、なないろファミリーで力を合わせて、一緒にがんばりましょう。

幼稚園部入園受付 令和8年10月1日(木)～令和8年10月30日(金) 土日祝は除く
受付は直接なないろこども園へ

保育園部入園受付 令和8年10月14日(水) 9時～16時
受付は市役所新館3階 会議室

子どもたちの「やりたい」が全ての出発点

私たちは、子どもたちが「なないろ楽しい」
「はやく園で遊びたい」と言ってくれる園を目指しています。そのためには、子どもたちが
『園に来る目的を持つこと』が必要です。園には、子どもたちが目的を持てるような活動があり、そして園は、目的が達成出来る場所でありたいと思います。

保育理念

人として育ち生きる力を身につける

一人一人の命が生き生きと輝くために

なないろこども園7つの約束

1. 「はい」と素直な心で返事します
2. 自分からあいさつします
3. 靴を揃え、心を揃えます
4. 姿勢を正します
5. 友達と仲良くします
6. 物を大切にします
7. 自分のことは自分でします



園の教育・保育について、
保育時間、活動内容等は
園のホームページを
是非ご覧ください。

園見学のお知らせ

日時：全体での説明会は終了しましたので、個別に対応します。

場所：なないろこども園

施設内を見ていただき、なないろの教育・保育についてお話しします。また、園での生活、入園準備等についてご不明な点があればご質問にお答えする時間も設けます。
希望される方は、園までご連絡願います。
個別に対応しますので、ご遠慮なくお申し出ください。

なないろこども園に出来ることプロジェクト

「地域を元気にするイベント」のお知らせ

日時：令和8年10月24日

10時15分～11時頃まで

場所：平和堂今津店



すべての世代の方を対象に歌やダンスと一緒に楽しみましょう。
参加費は無料。なないろこども園職員の手作りのイベントです。

【私立③】

いまづようちえん

今津幼稚園 (幼稚園)



設置主体：学校法人恵の園

所在地：〒520-1621

高島市今津町今津1650-1

電話番号：0740 (22) 2214

F A X：0740 (22) 2480

ホームページ：<https://imazu-kg.wixsite.com/imazukg>

【園の概要】

今津幼稚園は1932年（昭和7年）に近江兄弟社今津保育園として創設されて以来、今津における幼児教育に奉仕してきました。その伝統は今日に引き継がれ、神さまから託されたこどもの育ちを第一に考える教育を実践しています。一号認定の満3歳から小学校入学時まで利用できます。15人定員の小規模園を生かしたきめ細かい保育を行っています。

保育・教育 目標

愛し愛されるこどもにそだつ。～ありのままの自分（自分らしさ）を表現する。まわりの人たちを思いやる心を育てる。
あそびを楽しむこどもに育つ。～いろいろな遊びに興味を持ち、経験をかさね、ともだちづくりをする。
こころもからだもすこやかなこどもに育つ。～よい生活習慣を身につける。五感と喜怒哀楽の感情を豊かにやしなう。

保育の 特色・教育

- 神さまから託されたこどもひとりひとりのいのちを大切に、その育ちに奉仕する。
- ひとりひとりに丁寧にかかわる保育をする。
- シュタイナーの手法に学びながら、自然素材に親しみ、五感を育てる。
- 家庭と園が連携し、こどもとともに育つ喜びを分かち合う。
- ※ 「食」への感謝を育てるため、お弁当持参しつつ、週2回は手作りの給食を提供します。また、園の菜園で育てた野菜を収穫する喜びも共に味わっています。

保土 育曜

実施しない

主 な 行 事

- 【一学期】入園式 親子遠足 参観日 里山あそび 花の日こどもの日礼拝と施設訪問
- 【二学期】創立記念礼拝 運動会 陶芸体験 幼児祝福式礼拝 収穫感謝祭 フェスティバル クリスマス礼拝
- 【三学期】 ひなまつり会 みそづくり お別れ会 卒園式
- ※ 各学期ごとに身体測定、お茶会、保護者会があります。お誕生会は該当園児がある月に行います。避難訓練は毎月行います。

園 ※指 定 主 な も 購 の 入 物

1号認定（3～5歳児）

名 札	110円
はさみ	480円
クレパス	820円
のり	162円
おはようブック（シール帳）	620円
おたよりケース	248円
カード帳	198円



ただし転入園の方は、既にもっているものを使用していただけず。

（令和8年度の金額です）

※各 自 主 な 準 備 の 物

通園用カバン（肩からかけられるもの、又はリュック） 上靴 上靴袋
コップ はぶらし コップ袋 手拭きタオル 着替え 着替え入れ袋 絵本バッグ
エプロン 三角巾 マスク エプロン袋 レジャーシート ぞうきん2枚
おべんとう箱 おはし（スプーン フォーク）おべんとう袋

主 そ の 他 の 費 用

PTA会費 年額 2,400円
月刊絵本代 年額 5,520円
災害共済金 年額 200円
遠足交通費・記念写真代 実費

事 子 業 育 の て 内 支 容 援

- 毎週金曜日（長期休暇は除く）9時半から11時半まで子育て支援ひろば「こどものにわ」開催。
- 平日降園後16時半まで預かり保育実施。ただし半日保育の日及び園行事の日は除きます。
- 秋に公開子育て講演会を開催しています。（詳しくはホームページをご覧ください）
- 子育てにかかわるご相談は随時受け付けています。詳しくはホームページでご案内。
- 特別な場合の一時預かり相談（里帰り出産など）も受け付けています。ご相談ください。

※記載内容は変更されることがあります。

【私立④】

かていてきほいくえん

家庭的保育園 Peek-a-boo

(家庭的保育事業所)

代 表 : 出口 香奈

所 在 地 : 〒520-1652

高島市今津町福岡1145-13

電話番号 : 0740-20-1744

すべてのこどもと家族を笑顔に

- ◆自分なりのしぐさやことばで表現できる力を育てます
- ◆こどもがもっているそのままの個性を育てます
- ◆家族みんなが笑ってすごせるようにします

準備していただくもの

- ・着替え (肌着、Tシャツ、ズボン、くつした)
- ・紙パンツ ・帽子 ・手拭き用タオル
- ・水筒 ・歯ブラシ ・エプロン

その他の経費

(令和8年度の場合)

- ・共済掛金 250円
- ・シールブック 350円
- ・行事費 実費

家庭的保育園とは…

保育者の自宅や専用の保育室で行われる0～2歳児を対象とした保育園です。

家庭的保育園Peek-a-booでは、それぞれの家庭の子育てへの思いを大切にしながら、ひとりひとりによりそった支援を心がけています。

小さい園だからできること、小さい園だからできないこと、いいところも悪いところもありますが、安心して相談できる関係づくりに努めています。



入園申込をされる前に



家庭的保育園Peek-a-booの開園時間は8:30～16:30となっていますが、実際にお預かりする時間はご家庭の状況に応じて入園時に相談して決めさせていただきます。

開園時間のすべてをお預かりできるわけではありませんので、申込をされる際は気をつけてください。

なお、延長保育はありません。

入園を希望される方は、必ず事前見学をお願いします。
見学はいつでもできます。電話またはメールでお申し込みください。

【私立⑤】

ほいくえん
はこぶね保育園ひかりの
(小規模保育事業所)



設置主体：社会福祉法人はこぶね会
所在地：〒520-1221
高島市安曇川町青柳705-1
電話番号：0740-33-7811
FAX：0740-33-7812
ホームページ：<http://www.e-hoikuen.com/hakobune/>

【園の概要】

1957年より、児童憲章及びキリスト教の理念を重んじ、無償の愛と奉仕の精神で乳幼児を保育するとともに、子たち・家庭・社会全体の幸福と平和をはかるよう努めてきた安曇川はこぶね保育園の地域及び社会への貢献事業のひとつとして、高島市の待機児童の解消に寄与すべく、2020年8月に小規模保育園を開設。

保育・教育 目標	《愛されるものから愛するものへ》 神より尊い生命を与えられた幼子は、何より愛されなければなりません。両親はじめ多くの人々に愛されることにより、みずみずしい生命は身体・情緒・知性・理性・社会性等よりよき発達を成しとげます。そして、多くの人々を愛し、平和な社会を築き上げていく人へと成長していきます。キリスト教の「愛」により、幼子を愛する保育をしています。 ○子どもは、常に家族や園の職員・社会の人々に愛されること。 ○自然の中で自由を満喫しながら、創造主の御業と愛を感じ認識する。 ○知情意及び全体的に円滑な個性や人格を発展させ、自信と意欲を持つ。 ○周囲の人々を愛し、自他共々幸せになる為の土台を築く。 ○運動・安全教育、基礎生活習慣を確立する。 						
保育 特・色 教育	◇健康安全保育 交通安全教育、歯磨き、水あそび等 ◇知情意保育 創造保育、モンテッソーリ教育、生活基礎教育、音楽造形教育等						
主 な 行 事	入園式（4月） 星まつり（7月） クリスマス会（12月） 運動会（10月） 等々 ◇毎月の行事						
園 指 定 の 購 入 物	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">3号認定（0～2歳児）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カラー帽子</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td>・トレー皿</td><td>400円</td></tr> </tbody> </table> 	3号認定（0～2歳児）		・カラー帽子	1,200円	・トレー皿	400円
3号認定（0～2歳児）							
・カラー帽子	1,200円						
・トレー皿	400円						
※各 主 自 な 準 備 の 物	・通園用かばん ・着替え ・上靴 ・おはし、スプーン、コップ、おやつ皿、歯ブラシ、おしぼりタオル、水筒等						
主 そ の 他 経 費 の	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>3号認定（0～2歳児）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		3号認定（0～2歳児）				
	3号認定（0～2歳児）						
事 子 業 育 の て 内 支 援 容 援							

【私立⑥】

あどがわ ほいくえん
安曇川はこぶね保育園
 (幼保連携型認定こども園)



設置主体：社会福祉法人はこぶね会
 所在地：〒520-1221 高島市安曇川町青柳700-1
 電話番号：0740-33-7900
 F A X：0740-33-7901
 ホームページ：<http://www.e-hoikuen.com/hakobune/>

【園の概要】

1954年の安曇川伝道所設立に伴い、愛の実践主体として、当地域に一ヶ所もなかった保育園設立を計画。1957年に一枚の瓦、一本の釘に至るまでキリスト者の愛で満たされた園舎が完成した。以来、児童憲章及びキリスト教の理念を重んじ、無償の愛と奉仕の精神で乳幼児を保育するとともに、子どもは勿論のこと、家庭・社会全体の幸福と平和をはかるよう努めている。2013年4月に園舎を移転新築し、より安全で快適な環境の中で、子たちの笑顔を守り、一人ひとりを輝かせる保育を行っている。2015年度からは幼保連携型認定こども園に移行した。

保育・教育 目 標

《愛されるものから愛するものへ》

神より尊い生命を与えられた幼子は、何より愛されなければなりません。両親はじめ多くの人々に愛されることにより、みずみずしい生命は身体・情緒・知性・理性・社会性等よりよき発達を成しとげます。そして、多くの人々を愛し、平和な社会を築き上げていく人へと成長していきます。キリスト教の「愛」により、幼子を愛する保育をしています。

- 子どもは、常に家族や園の職員・社会の人々に愛されること。
- 自然の中で自由を満喫しながら、創造主の御業と愛を感じ認識する。
- 知情意及び全体的に円滑な個性や人格を発展させ、自信と意欲を持つ。
- 周囲の人々を愛し、自他共々幸せになる為の土台を築く。
- 運動・安全教育、基礎生活習慣を確立する。



保育 特 色 教 育

- ◇健康安全保育
 スポーツ教室、カンガルー交通安全教室、歯磨き、薄着、水あそび等
- ◇知情意保育
 創造保育、モンテッソーリ教育、生活基礎教育、音楽造形教育、英語で遊ぼう等
- ◇障害児保育
 入園申込後、保護者と面接を行ったうえで、集団での保育が可能と判断されたお子さんを受け入れています。

主 な 行 事

- | | | |
|---|--------------|------------|
| 入園式（4月） | 子どもの日の祝会（5月） | 親子バス遠足（6月） |
| 星まつり（7月） | おやこ広場（7月） | 運動会（10月） |
| 造形展（11月） | クリスマス祝会（12月） | |
| 生活発表会（2月） | お雛祭り会（3月） | 等々 |
| ◇毎月の行事
お誕生会・ディサービス訪問交流会・祖父母交流会・スポーツ教室等 | | |



園 指 定 の 購 入 物

1号・2号認定（3～5歳児）		3号認定（0～2歳児）	
・カラー帽子	1,200円	・カラー帽子	1,200円
・体操服上下	6,100円	・トレー皿	400円
・トレー皿	400円		
・スモック	2,400円		

(R8年度の金額です。)

※各 主 自 な 準 も 備 の 物

- ・全園児…通園用かばん
- ・1～5歳児…上靴
- ・おはし、スプーン、コップ、おやつ皿、歯ブラシ、おしぼりタオル、水筒等
- ・着替え
- ・絵本袋

主 そ の 他 の 費 の

	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
・保護者会費（家庭毎）	年額 3,600円	年額 3,600円
・お誕生会費（園児毎）	年額 1,200円	年額 1,200円

事 業 育 の て 内 支 容 援

- ・子育て相談
- ・子育て支援「ピヨピヨクラブ」を開設

【私立⑦】

ちゅうおう

えん

中央ユニバーサルこども園

(幼保連携型認定こども園)

設置主体：学校法人 安曇川学園

所在地：〒520-1217

高島市安曇川町田中53番1

電話番号：0740-32-0575

FAX：0740-32-3554

ホームページ：<http://adogawa-chuou.net/>

【園の概要】

幼稚園として誕生して65有余年、地域にしっかりと根を降ろして、成長し続けています。小さな子どもたちは様々な遊びを通して、多くのことを学んでいきます。人格形成の基礎となる大切な時期に、こども園生活を通して「豊かな感動の体験」を育んでくれるような環境構成を心掛けています。将来、激動する社会環境の変化にも柔軟に対応できる「生きる意欲」の発揚を願って、こどもたちの思いを受け止めながら日々チャレンジを続けていきます。

保育・教育 目標	感謝 ありがたい気持ち、思いやりの心がもてる子ども 健康 元気いっぱい、心も体もじょうぶな子ども 意欲 自分でよく考え、何事にも興味をもち、夢中になって遊べる子ども 協力 友だちと助け合って、仲よく遊べる子ども		
保育・教育 の特色	①仏教的な土壌の中で、園生活や遊びを通して「生きる力」を培い、教職員と幼児の信頼関係を大切にしながら、一人ひとりが輝き、いきいきと主体的に活動できるように、子どもの意欲を引き出していきます。 ②小動物・草花・森の探検等、五感を使ってのびのびと自然と触れ合う活動をたくさん取り入れています。 ③自然との触れ合いやお話の世界から、描いたり作ったり、身体で表現遊びをしたり、年齢に応じて様々な活動につなげていきます。 ④絵本等、お話の世界を大切に考え、聞く力や想像力豊かな子に育つことを願っています。		
主な 行事	(4月) 入園式、個別懇談 (5月) 花まつり、保育参観、本願寺参拝(年長)、梅の子遠足、こどもの国遠足 (6月) 祖父母参観 (7月) セタの集い、老人ホーム訪問、クラス懇談会・個別懇談会、おたのしみ会(年長) (9月) 引渡し訓練 (10月) 運動会、いもほり、親子ミュージックケア(乳児)、今津運動公園遠足 (11月) 親子遠足(年長)、造形参観、交通安全教室、人形劇 (12月) 報恩講、音楽参観(歌と楽器の音楽遊び)、個別懇談会 (2月) 発表会 (3月) お別れ会、修了式、感謝の集い		
	(年間) 誕生会、キッズサッカー教室、キッズたいそう教室、ハンドボール教室		
園指定の購入物	1号・2号認定(3～5歳児)	3号認定(0～2歳児)	
	・カラー帽子 1,190円 ・クレパス 730円 ・はさみ 810円 ・のり 200円 ・お道具箱 530円 ・制服一式 20,500円～ ・帽子(通園用) 2,500円 ・体操服(上・下) 5,850円 ・遊び着等 2,370円	・カラー帽子 1,190円 (R8年度の金額です) ☆入園説明会のお知らせ☆ 9月17日(木) 10時～ 園の概要説明や行事等をスライドショーを交えて説明させていただきます。是非ご参加下さい。	
※各自準備物	通園カバン(肩からかけられるもの、またはリュック)、上靴(2～5歳児)、園庭用の靴、午睡用の布団、コップ、歯ブラシ、水筒、手ふきタオル、着替え袋、給食セット(はし、スプーン等) 【年齢に応じて】 おしぼり、おしぼりケース、食事用のエプロン、おしりナップ、おしりマット おむつ ※年齢に応じて必要なものは、その都度お知らせします		
主 その 経 費 の		1号・2号認定(3～5歳児)	3号認定(0～2歳児)
	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・PTA会費(1家庭) (在園2人目)※3人目以降はなし ・施設費 10,000円(入園時1回のみ) ・夏期冷房費 2,000円(年間) ・月刊絵本代(4・5歳児) 月額490円	- 年額 240円 - 年額 4,500円 - 年額 1,500円	- 年額 240円 - 年額 4,500円 - 年額 1,500円
※	その他 遠足・行事等について、随時実費でいただくことがあります。		
事業 内容	【子育て支援室チューリップ】 毎週火・水・木曜日 9:30～14:30 ミュージックケア、フィンガーペインティング、こども園へあそびに行こう、絵具あそび 整体的子育て教室、WARAリズム、口育講座、抱っこおんぶ紐の使い方講座、親子でランチ 子育て相談、制作、誕生会等		

【私立⑧】

ふじなみ えん
藤波こども園
(幼保連携型認定こども園)



設置主体：学校法人 藤波学園
所在地：〒520-1223
高島市安曇川町下小川120番1
電話番号：0740-32-0329
FAX：0740-32-8005
ホームページ：<https://fujinami-ci.sakura.ne.jp>

【園の概要】

藤波こども園では、幼稚園児(1号)と保育園児(2・3号)を合わせて約90名の子どもたちがのびのび楽しく園生活を送っています。

たてわり保育の活動を元に、異年齢の子に対してやさしさや思いやりの気持ちを持って接することや、自分自身がやりたいことは何か、自分はどうすればよいかななどの主体性を身につけることを大切にしています。

芝生の園庭で子どもたちは元気いっぱい走り回って遊んでいます。

さくらんぼ広場では、未就園児とその保護者の方に支援を行っています。どうぞ遊びに来てください。

【保育・教育目標】

めざす子ども像(6点)中の重点項目2点

- ①相手の思いに気づき、互いに認め合える子【やさしさ・思いやりの気持ち】
- ②いろいろなことに興味や関心を持ち、自分から関わり、思いを表現しようとする子【主体性】

①:たてわり保育を展開する中で、特に年下の子へのいたわりの気持ちを高めます。

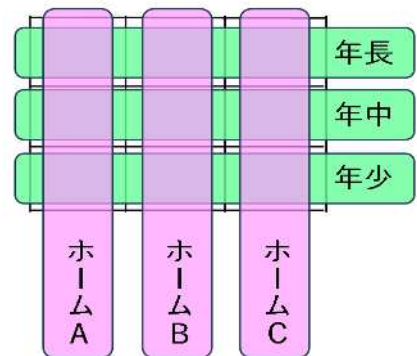
②:あらゆることについて保育者からの発信ではなく、子どもたちが自ら考えて行動するよう支援します。

【保育・教育の特色】

【乳児】保育者と子ども、子ども同士の信頼関係を気づくことを大切にし、家庭と連携しながら個の発達に応じたていねいな育児や保育に取り組んでいます。少人数の中でも子ども同士の関わり合いを大切にしています。

【幼児】右図のように、年長、年中、年少のクラスを3分割し、その1つずつの3つを合わせて1つのグループ(ホーム)を編成し、たてわり保育を展開しています。朝の会や帰りの会、午前中の活動はホーム(たてわりグループ)で活動し、午後はクラス(年齢別のグループ)で活動します。たてわりのホーム活動を展開することにより、年下の子は年上の子がすることに憧れの気持ちを持ち、年上の子は年下の子の気持ちを考え、いたわりながらやさしく接する思いやりの気持ちが育っていきます。

めざす子ども像の重点、2つめとして、子どもたちの主体性の育成に取り組んでいます。「運動会やりた〜い」「発表会をした〜い」の子どもたちからの声を出発点とし、内容も子どもたちが考えるよう支援しています。



【園指定の購入物 (主なもの)】

1号・2号認定(幼児:3〜5歳児)		3号認定(乳児:0〜1歳児)	
・かばん(リュック)	4,300円	・カラー帽子	1,460円
・体操ズボン	2,300円	・連絡帳	180円
・カラー帽子	1,460円	・誕生カード	280円
・誕生カード	280円		
・シール帳	580円		
(令和8年度の金額です)		入園説明会 令和8年9月16日(水) 10:00〜	

【その他の主な経費】

	1号・2号認定(3〜5歳児)	3号認定(0〜2歳児)
・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 240円	年額 240円
・PTA会費	年額 3,000円	年額 1,500円

※ 遠足などの行事等では随時実費でいただくことがあります。

【子育て支援事業の内容】

支援室・園庭の開放：さくらんぼ広場 毎週火・水・木曜 9:00〜14:00

- ・年齢や参加者に合わせたいろいろな遊び、毎月の運動遊び
- ・子育て相談、講演会等

【私立⑨】		設置主体： 社会福祉法人慈光会 所在地： 〒520-1112 高島市永田1233番1 電話番号： 0740-36-1501 F A X： 0740-36-1845 ホームページ http://www.ans.co.jp/n/shirofujii/	
ほいくえん しろふじ保育園 （保育所型認定こども園）			
【園の概要】 本園は、昭和32年に園長自坊の勝安寺境内で個人立の幼児園として始まり、その後、昭和55年に社会福祉法人立しろふじ保育園として現在の地に移転しました。 現在は保育所型認定こども園として子育て支援拠点事業（プチしろふじ）、学童保育事業（学童しろふじ）も実施し、地域の乳幼児から学童世代まで幅広く子育て世帯をサポートしています。 広々とした園庭で子どもたちは元気いっぱい好きなあそびを見つけ、伸び伸びと過ごしています。地域に根付いた温かい雰囲気の中、まことの保育（仏教保育）を実践しながら“素直で明るい子ども”を保育目標に保育しています。			
保育・教育目標	『素直で明るい子ども』 子どもたちに豊かなあそびを経験させます。人格の基礎は乳幼児期に形成されますので、あそびの中で基本的な生活習慣やきまりを守る心を育みます。充実した保育内容で思いやりのある「素直で明るい子ども」を育てます。		
保育の特・色・教育	・まことの保育（仏教保育）を実践する事により、①仏様を拝む子ども、②健康で優しい心を持っている子ども、③教えをよく聞き正しく話のできる子ども、④誰とも仲良く遊び何でもやり抜く子ども、⑤物を大切にする子ども を育てます。 ・運動会での鼓隊演奏（年長児）等による音楽を取り入れた保育により、感受性を育て、また友だちと一緒に物事をやり抜く心を育てます。		
主な行事	春の遠足、花祭り、プール遊び、夏のお楽しみ保育（年長）、運動会（3歳以上）、秋の遠足、成道会の集い、報恩講のお参り、保育参観、発表会（3歳以上）、卒園遠足（年長）、保育懇談会、お誕生日会、サッカー教室（年長、年中）、など		
園※指定主なもの購入物	1号・2号認定（3～5歳児） ・遊び着 2,030円 ・体操服、上 5,700円 ・体操服、下 3,200円 ・カラー帽子 1,330円 (令和8年度の金額です)		3号認定（0～2歳児） ・ カラー帽子 2歳児：1,000円、0～1歳児：650円 ★見学会のお知らせ 日時：9月17日（木）、10：30～ 参加希望の方は、9月16日（水）までにお電話でお申し込みください。 （ご都合が悪い場合は個別に対応しますので、お気軽にご相談ください）
	※各自主な準備物 全園児・・・通園用かばん（リュック）手拭きタオル、水筒、絵本袋、お昼寝用の布団、他 3～5歳児・・・上靴、コップ袋、他		
主その他の経費	1号・2号認定（3～5歳児） ・ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金		3号認定（0～2歳児） 年額 240円
	240円		
事業費の内訳	・ 子育て相談 ・ 子育て拠点事業「プチしろふじ」（つどいの広場）、月～金曜日、9：30～14：30開放		

【私立⑩】

かいていきほいくえん ぴーかぶー しんあさひ
家庭的保育園 Peek-a-boo新旭
(家庭的保育事業所)

代 表 : 出口 香奈
所 在 地 : 〒520-1501
高島市新旭町旭1043-15
電話番号 : 0740-20-1744

すべてのこどもと家族を笑顔に

- ◆自分なりのしぐさやことばで表現できる力を育てます
- ◆こどもがもっているそのままの個性を育てます
- ◆家族みんなが笑ってすごせるようにします

準備していただくもの

- ・着替え (肌着、Tシャツ、ズボン、くつした)
- ・紙パンツ ・帽子 ・手拭き用タオル
- ・水筒 ・歯ブラシ ・エプロン
- ・おひるねふとん

その他の経費

(令和8年度の場合)

- ・共済掛金 250円
- ・シールブック 350円
- ・行事費 実費

家庭的保育園とは…

保育者の自宅や専用の保育室で行われる0～2歳児を対象とした保育園です。

家庭的保育園Peek-a-booでは、それぞれの家庭の子育てへの思いを大切にしながら、ひとりひとりによりそった支援を心がけています。

小さい園だからできること、小さい園だからできないこと、いいところも悪いところもありますが、安心して相談できる関係づくりに努めています。



入園申込をされる前に



家庭的保育園Peek-a-booの開園時間は8:30～16:30となっていますが、実際にお預かりする時間はご家庭の状況に応じて入園時に相談して決めさせていただきます。

開園時間のすべてをお預かりできるわけではありませんので、申込をされる際は気をつけてください。

なお、延長保育はありません。

入園を希望される方は、必ず事前見学をお願いします。
見学はいつでもできます。電話またはメールでお申し込みください。

【公立①】 かしょう たかしましりつ えん 【仮称】高島市立マキノこども園 （保育所型認定こども園）		設置主体：高島市 所在地：〒520-1812 高島市マキノ町西浜300番地1 電話番号：0740-28-0001【令和9年度】 F A X：0740-28-0004【令和9年度】
※令和9年4月1日からマキノ東こども園とマキノ西こども園は統合し（仮称）マキノこども園となります。 令和9年度は旧マキノ東こども園舎へ通園、令和10年度は旧マキノ西こども園舎へ通園する予定です。		
【園の概要】 高島市マキノ町の北東部に位置し、琵琶湖畔まで歩いて1分のところにあります。近隣には国道181号が通っており、西内沼のビオトープや日本桜百選の一つ「海津大崎」があり、恵まれた自然環境に心を揺さぶられながら豊かな心を育み、子ども一人一人の「やってみたい」「できた」「もっとやってみたい」という気持ち育てを大切に保育を心がけています。		
保育・教育目標	素直な明るい子ども ◎ 生活のきまりを守り規則正しい生活のできる子ども ◎ 健康でたくましい子ども ◎ どんな事にも意欲的に取り組める子ども ◎ 誰とでも仲良く遊べる子ども ◎ 思いやりのある子ども	
保育の特・色・教育	◎ 一人一人が安全・安心・安定した生活の中で、じっくりと遊び込める保育 ◎ 身近にある恵まれた自然環境を生かし、動植物とのふれあいを通して豊かな感性を育てる保育 ◎ 異年齢児、地域、世代交流を通して人と関わる力を育てる保育 ◎ 栽培、魚つかみ、料理教室などを通して、「食べること」「生きること」「命への感謝」の気持ちを育み、五感を働かせて取り組む食育活動 ◎ 家庭や地域とともに子どもの育ちを支えていく子育て支援	
保土育曜	土曜日の保育は当園で行います。	
主な行事	春：入園式、さつま芋苗植え、園外保育、里山遊び【年長】 夏：七夕、デイキャンプ（年長まつり）、川遊び、プール遊び、魚つかみ【年長】 秋：祖父母参観、運動会、さつま芋掘り、焼き芋会、園外保育、里山遊び【年長】 冬：もちつき、クリスマス会、雪遊び、そり遊び、節分、生活発表会、入園説明会、お別れ会、卒園式 毎月：誕生会、身体測定、避難訓練、サッカー教室【年長】、本の森探検【年中・年長】 その他：保育参観、個別懇談、健康診断	
園指定の購入物	1号・2号認定（3～5歳児） ・たれつきカラー帽子 992円 ・通園バッグ 416円 ・体操服、体操半ズボン 4,480円 ・のり 208円 ・クレパス 735円 ・はさみ 416円 ・道具箱 520円 ・マーカー（4歳児～） 528円 ・給食セット（4歳児～） 2,690円	3号認定（0～2歳児） ・たれつきカラー帽子（1.2歳児） 992円 ・通園バッグ（2歳児） 416円
	※令和8年度の金額です。 	
※各自主な準備物	全園児 通園用かばん（2～5歳児：リュックサック/0.1歳児：マザーバック）、水筒 手拭きタオル、着替え入れ用巾着袋、午睡用布団（2、3号認定児） ティッシュ（箱）、雑巾 3歳児以上 お箸・スプーンセット、コップ、歯ブラシ、上靴、上靴袋 0～2歳児 おしぼり、食事用エプロン（作り方指定）、お尻敷きマット、お尻拭き、オムツ	
主その経他費の	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 年額 240円 ・保護者会費 年額 3,600円 ※令和8年度の金額です。	年額 240円 年額 3,600円
※その他遠足や行事等について、随時実費でいただくことがあります。		
事子業育のて内支容援	旧マキノ東こども園HP  旧マキノ西こども園HP  ◎支援室開放（月・火・金 10:00～11:30） ◎子育て相談 ◎子育て情報の提供	

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、公立園の運営を行っています。

【公立②】

たかしましりつくつき えん
高島市立朽木こども園
(保育所型認定こども園)

設置主体：高島市
所在地：〒520-1401
高島市朽木市場1101番地2
電話番号：0740-38-2070
F A X：0740-38-2090

【園の概要】

本園は、比良の山々に囲まれた自然豊かな地域にあります。広い園庭の築山や総合運動遊具などでのびのびと遊んだり、四季折々の里山体験や川遊びなどの自然体験を通して子どもたちの健やかな心と体を育みます。

また、未就園児とその保護者が安心して過ごせる子育て支援室を開放しています。

保育・教育目標	『なかよく げんきで がんばるこ』 ★丈夫な体をつくろう ★友達と仲良く力を合わせよう ～目指すこども園像～ 「子どもたちの発達に応じた望ましい環境づくり」	
---------	--	---

保育特色教育	高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムを踏まえて、教育・保育を提供しています。 また、子どもが主体的に生活し遊ぶ場を大切にしています。 0～2歳児は、年齢別に、育児担当制保育による丁寧な乳児保育を実施しています。 3～5歳児は、たてわり保育を実施し、異年齢児が共に生活することにより、豊かな人間関係を築く力を養うことを大事にしています。
--------	---

保育曜	大師山さくら園と朽木こども園の2園の園児を対象に大師山さくら園で共同保育を行います。
-----	--

主な行事	4月	入園式・ステップ保育 内科、歯科健診	10月	運動会・秋の遠足・組別保育参観 さつまいも掘り
	5月	親子遠足・さつまいも苗植え・夏野菜植え	11月	七五三まいり・やきいも会 勤労感謝訪問
	6月	ホーム、乳児組保育参観	12月	もちつき会・みそ作り・クリスマス会
	7月	プール遊び・七夕まつり・お泊まり保育 納涼レクリエーション	1月	鏡開き
	8月	プール遊び・個別懇談会	2月	まめまき・そりすべり・発表会・入園説明会
	9月	祖父母参観・冬野菜苗植え	3月	お別れ遠足・お別れ会・修了式・卒園式
	毎月	お誕生会（誕生日にします）・避難訓練・身体測定		
	年間	サッカー教室（5歳児）・おはなし会（3～5歳児）		

園指定の購入物 ※主なもの	1号・2号認定（3～5歳児）	3号認定（0～2歳児）
	・ カラー帽子（3歳児～） 992円 ・ 体操服上（3歳児～） 3,000円 ・ 体操服下（3歳児～） 2,400円 ・ はさみ（3歳児～） 416円 ・ のり（3歳児～） 180円 ・ クレパス（3歳児～） 760円 ・ マーカー（4歳児～） 528円	・ カラー帽子（1歳児～） 992円  ※金額は令和8年度の価格 （体操服上下の金額は令和9年度の価格）

※各自準備物	全園児 … 通園用かばん（リュック） (0歳～2歳児) 手ふきタオル・タオルハンカチ3枚・食事エプロン・ナイロン袋・着替え おしり敷き用タオル・オムツ・おしりふき・お昼寝布団・水筒 (3歳～5歳児) 箸・手ふきタオル・歯ブラシ・コップ・ハンカチ・手提げかばん 着替え・給食袋（エプロン、三角巾、マスク）・水筒 〈保育園部〉お昼寝布団（3歳児は4月から9月頃まで、4・5歳児は7月から8月）	
--------	---	---

主その経他費の	1号・2号認定（3～5歳児）		3号認定（0～2歳児）	
	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	額 240円	年額 240円	
	・保護者会費（世帯割）	額 2,500円	年額 2,500円	
	・保護者会費（園児割）※一人につき	額 500円	年額 500円	

子育ての内支援	◎支援室開放 週3日（火・水・金曜日 10:00～11:30） 子育て相談・親子遊び等	【HP】 
---------	--	---

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、公立園の運営を行っています。

【公立③】 たかしましりつたかしま えん 高島市立高島こども園 (保育所型認定こども園)		設置主体：高島市 所在地：〒520-1102 高島市野田1631番地 電話番号：0740-36-0352 F A X：0740-36-0352
※高島こども園は令和10年4月1日から小規模保育事業所に移行予定です。		
【園の概要】 田園地帯の側に位置し、広い運動場を有しています。園庭には、四季折々の実のなる木やさまざまな小動物と触れ合える築山があり、豊かな自然を取り入れながら毎日遊んでいます。また、5つの保育目標のもと、家庭的な雰囲気大切に、園児一人一人に寄り添った保育を心がけています。		
保育・教育目標	【保育目標】 ・心身の健康と情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の自立を養う。 ・いろいろな生活体験を通じて豊かな情緒や創造性を培い、自律、協調などの社会性を身につける。 ◎ 思いきり遊べる子ども ◎ 自分のことが自分でできる子ども ◎ 自分の思いを出せる子ども ◎ 人の話が聞ける子ども ◎ 思いやりのある子ども	
保育の特・色・教育	広い運動場でのびのびと戸外遊びをしながら、園庭の畑で野菜の栽培や果樹の収穫、調理などの食育活動を特色とし、乳幼児期に必要な生活体験ができるよう努めています。	
保育曜日	高島こども園と静里なのはな園の2園の園児を対象に静里なのはな園で共同保育を行います。	
主な行事	【春】 入園式・内科健診・歯科健診・園外保育・夏野菜苗植え・里山あそび 【夏】 水遊び・プール遊び・七夕・夏まつり・デイキャンプ(5歳児) 【秋】 運動会・芋ほり・焼き芋会・園外保育・祖父母参加 冬野菜苗植え・里山あそび・勤労感謝訪問 【冬】 餅つき・クリスマスパーティ・節分・一日入園・発表会・お別れ会 お別れ遠足(5歳児)・卒園式 【年間】 お誕生会・避難訓練・身体計測・カンガルークラブ・本の森探検(4・5歳児) キッズサッカー(4・5歳児)・親子交通安全教室・保育参加・育児講座・食育活動など	
※園指定の購入物	1号・2号認定(3～5歳児) ・カラー帽子(2歳児～) 992円 ・クレパス(3歳児) 640円 ・マーカー(4歳児) 640円 ・赤ショートパンツ(3歳児～) 2,690円 ・はさみ(3歳児～) 416円 ・のり(3歳児～) 208円 ・お道具箱(3歳児～) 520円 ・給食セット(5歳児～) 1,980円～	3号認定(0～2歳児) ・カラー帽子(2歳児～) 992円  (令和8年度の金額です。)
※各自準備の物	【全園児】 ・お昼寝布団(2号・3号)・水筒・着替え袋・通園用かばん(2歳児～リュック) ・ティッシュ・雑巾 【3～5歳児】 ・上靴(白)・うがい用コップ・歯ブラシ・着替え入れ用巾着袋・かけひも付き手拭きタオル(3歳児)・ハンカチ(4・5歳児)・給食エプロンセット(5歳児)・手提げかばん・お箸・スプーン(3点セット) 【0～2歳児】 ・かけひも付き手拭きタオル・給食用エプロン・おしぼり・おむつ替え用マット・使い捨ておしりふき	
主その経他費の	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・保護者会費 [3,000円/年 250円/月] [2人目以降は1,000円]	1号・2号認定(3～5歳児) 年額 240円 年額 3,000円 3号認定(0～2歳児) 年額 240円 年額 3,000円
子育て内容支援	◎支援室開放 毎週 火・水・金曜日の週3日(10:00～11:30) 子育て相談・親子遊び等	
		【HP】 

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、公立園の運営を行っています。

【公立④】		設置主体：高島市 所在地：〒520-1531 高島市新旭町饗庭5138番地 電話番号：0740-25-8439 F A X：0740-25-3399	
たかしましりつだいしやま えん 高島市立大師山さくら園 (保育所型認定こども園)			
【園の概要】 本園は、稲荷山（通称「大師山」）のふもとに位置し、芝生の園庭には様々な樹木が生え、生き物が豊富に住みつき、水辺の植物が自生しているピオトープや、そりすべりが楽しめる大きな築山があり、四季折々で楽しい遊びを展開しています。 また、未就園児とその保護者に対する子育て支援を行っています。			
保育・教育目標	《保育・教育目標》 ◎遊びや体験を通して、ゆたかな心で、たくましく生きる子どもを育成する ～のびのび・つながり・がんばり～ 《めざす子ども像》 ●よく遊び、元気で明るい子ども ●自然を愛し、友達を大切にし、思いやりのある子ども ●ものごとを正しく判断し、よく考えて行動する子ども		
保育特色・教育	◇高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムにより保育・教育を行います。 ◇幼児にとっての「遊び」は「学び」ととらえ、生活や遊びを通して、主体性や生きる力の基礎を培います。 ◇しなやかな心と身体づくり…のびのびと遊べる環境を整え、はだし保育やリズム運動に継続的に取り組みます。 ◇豊かな自然体験を大切に…ピオトープや築山、広い園庭等、自然環境を活用した保育活動を実践します。 ◇豊かな心の育成を…いろいろなもの・人との関わりや様々な体験を通して、感動する心、豊かな心をはぐくみ、友達と関わる力を育てます。 ◇食育の推進…食や健康の大切さについて、野菜の栽培活動や料理教室等、一年を通して食育活動に取り組みます。 ◇地域とつながる園づくり…家庭や地域、小学校等、様々な人との交流を通して、地域とつながり地域にねぎした保育・教育を行います。		
保土育曜	大師山さくら園と朽木こども園の2園の園児を対象に当園で共同保育を行います。		
主な行事	春：入園式・始業式・個別懇談・園外保育（遠足） 夏：プールあそび・園内デイキャンプ（5歳児） 秋：運動会・いもほり・やきいも会・祖父母参加（5歳児）・園外保育・個別懇談・もちつき・お楽しみパーティー 冬：お正月あそび・節分（豆まき）・生活発表会・入園説明会・お別れパーティー・卒園式・修了式 【年間】誕生会・発育計測・避難訓練・お話し会・さくら文庫（園内図書の貸出）・小中学生や地域の人との交流会・新旭図書室本の森探検（4歳児）・キッズサッカー（5歳児）・食育料理教室（4・5歳児）・里山遊び（5歳児） ・保育参加・親子交通安全教室		
園指定の購入物	3～5歳児		0～2歳児
	・日よけたれ付きカラー帽子 992円 ・体操服（3歳児以上） 6,550円 ・遊び着（3歳児以上） 1,700円 ・クレパス（3歳児以上） 735円 ・はさみ（3歳児以上） 416円 ・のり（3歳児以上） 144円 ・サインペン（4・5歳児） 528円 ・色鉛筆（5歳児） 609円 ・給食用エプロンセット（4・5歳児） 1,960円 かっぱう着・帽子 …小学校でも使用可		・日よけたれ付きカラー帽子 992円 (令和8年度のコネ額です。)
※各自主準備の物	【全園児】 通園用かばん（リュックタイプ・0歳児は除く）・着替え・手ふきタオル・水筒（0歳児マグタイプ可・1～2歳児ストロー式・3歳児ひも付きのストロー式・4歳児以上ひも付きコップ式）・ティッシュ1箱・雑巾1枚・昼寝布団（保育園部）・避難靴（0歳児は除く） 【3～5歳児】 コップ・歯ブラシ・お箸・スプーン（4・5歳児）・絵本バッグ 【0～2歳児】 おしぼり・食事用エプロン（園指定のものを手作り）・おむつ・おしりナップ・おしりマット用タオル		
主その経他費の	3～5歳児		0～2歳児
	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・保護者協力金（2人目以降半額） ※その他遠足や行事等について、随時実費でいただくことがあります。		年額 240円 ※4月以降金額が変わる可能性があります 年額 2,160円 年額 240円 ※4月以降金額が変わる可能性があります 年額 2,160円
事子業育のて内支援容	◎支援室開放 週3日（10：00～11：30） 子育て相談・親子遊び等		【HP】 

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、公立園の運営を行っています。

【公立⑤】

たかしましりつしずさと えん
高島市立静里なのはな園
(保育所型認定こども園)



設置主体：高島市
所在地：〒520-1511 高島市新旭町藁園2305番地
電話番号：0740-25-7087
FAX：0740-25-7095
ホームページ：

【園の概要】

本園は、平成17年9月に開園し、0歳から就学前までの子ども達への一貫した保育・教育を行っています。園庭にはビオトープや築山、草木があり、四季折々で自然を感じる遊びを展開しています。また、「かわり・輝き・思いやり」を園目標に一人一人の心に寄り添いながら、さまざまな人やモノとのかかわり、直接体験を大切に、自尊感情や主体性を育む保育を心がけています。

保育・教育目標	＜保育目標＞ かわり 輝き 思いやり ～遊びの中で学び、自分の思いや考えを表現して、 たくましく生きる子を育てる～ ＜めざす子ども像＞ ・豊かな感性をもつ子ども ・意欲的に活動する子ども ・思いやりのある子ども				
保育の特色・教育	○高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムにより保育・教育を行います。 ○主体的な生活や遊びを大切に保育 ～子どもが自ら遊び、集中して遊びこむなど体験から学ぶ保育を大切にします。～ ○五感をフルに活用する遊びや自然体験を通して豊かな感性や表現力を育みます。 ○運動遊びなどによる健康でしなやかな体づくりに取り組みます。 ○野菜栽培からクッキングへの食育活動を通して、命や食、健康の大切さに気づく保育に取り組みます。 ○家庭や地域、小・中・高等学校、福祉施設等との交流を通して地域とつながり、互いの育ちを育みます。				
保土育曜	静里なのはな園と高島こども園の2園の園児を対象に当園で共同保育を行います。				
主な行事	【春】：入園式、園外保育 【夏】：たなばた、デイキャンプ、水遊び、プール遊び 【秋】：園外保育、運動会、祖父母参加、いもほり 【冬】：雪遊び、もちつき、わいわいパーティ、生活発表会、一日入園、お別れ会、卒園式、修了式 【年間】：誕生会、避難訓練、キッズサッカー、運動遊び、料理教室、本の森探検、なのはな文庫（絵本の貸し出し）、絵本の読み聞かせ				
園※指定の主な購入物	1号・2号認定（3～5歳児）		3号認定（0～2歳児）		
	・カラー帽子（日除けたれつき）（2歳児以上） 992円 ・体操服（3歳児以上） 3,700円（3L:4,600円） ・体操ズボン（3歳児以上） 2,850円（3L:4,250円） ・あそび着（3歳児以上） 1,700円 ・クレパス（3歳児以上） 735円 ・のり（3歳児以上） 144円 ・はさみ（3歳児以上） 416円 ・うきうきマーカー 4歳児 528円 5歳児 728円 ・給食セット（4歳児以上・小学校でも使用可） 2,100円 （帽子：530円、マスク：90円、かっぱう着：1,430円）		・カラー帽子（日除けたれつき）（2歳児以上）992円  （令和8年度の方針です）		
※各自主な準備物	共通	・通園用かばん（できればリュック型） ・着替え袋 ・着替え（上下服2組程度） ・水筒（0歳児はマグタイプ、1.2歳児はストロー式、3歳児は紐付きのストロー式、4歳児以上紐付き水筒） ・手拭きタオル ・ティッシュ1箱 ・ナイロン袋 ※午睡用布団（保育園部）			
		3歳以上児	2歳児	1歳児	
年齢別		・コップ・歯ブラシ ・お箸・スプーン ・絵本バック・避難靴	・おしぼり3枚 ・食事用エプロン（園指定物を手作り） ・絵本バッグ（2歳児のみ）	0歳児	
主そのな経費の	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 年額240円 ※4月以降金額が変わる可能性があります ・保護者安全会 年額180円（1世帯） ・行事費 遠足の費用 卒園アルバム（5歳児）など				
そその業他の	◎こども誰でも通園制度事業をしています。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境の整備をめざしています。月～金（9:00～12:00）、事前面接と予約が必要です。				
事子業育のて内支容援	◎高島市地域子育て支援センター「あっぷぷぷ」を併設しています。 子育て相談・支援室開放、月～金（10:00～15:00）、子育て相談・親子遊び等				
				 【HP】	

※記載内容は変更されることがあります。防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、公立園の運営を行っています。

よくある質問

Q 「就労証明書」等の書類は、幼児保育課まで行かないともらえませんか。

A 書類については、幼児保育課の窓口以外に高島市ホームページからダウンロードできます。

Q 申込児童が2人以上いる場合、保育の必要性が確認できる書類は児童全員分必要ですか。

A 原本は1枚で結構です。コピーをご用意いただき、それぞれの申請書に添付してください。

Q 申し込みについて、住民票は別世帯となっている祖父母も世帯構成員として記入が必要ですか。

A 住民票は別であっても、同じ住所地番の場合は記入が必要です。

また、申し込みの際には、祖父母等のマイナンバーも持参してください（コピー可）。

Q 3号認定で申し込みを行う予定ですが、第1希望の施設の受付日に行けません。

A 都合がつかない場合は、他の受付日でも申し込みをすることができます。

Q 申し込みには子どもを連れて行ってもいいですか。

A 児童の同席は可能です。

Q 求職中でも申し込みはできますか。

A 申し込みは可能です。

施設利用が決まった場合、認定期間中（最長3か月）以内に就労し、認定期間終了月の10日までに必要書類を幼児保育課に提出してください（P18参照）。

Q 求職活動を理由に申し込みしましたが、利用調整の結果が出る前に就労が決まりました。利用調整にかかる指数は就労で調整されますか。

A 受付期間後の変更は行いません。受付した内容で利用調整を行います。

Q 育児休業中でも認定こども園等の申し込みはできますか。

A 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であれば、育児休業の対象となる児童が1歳に達する月の月末までは保育認定を受けることができます（妊娠・出産を事由に新規入園をされた場合は除く）。

新規入園を希望の場合は、年度内に育児休業から職場復帰を予定されている場合に受付をしています。

Q 育児休業明けで1歳児を4月から申し込む予定です。ならし保育の期間が職場復帰月にとれないときは前月から申し込みできるとありますが、3月から利用できますか。

A 3月が前年度になるため、前月からの利用を希望する場合は、令和8年度中の随時申込が必要です。

Q 入園決定後に入園月を当初から変更したい場合はどうすればいいですか。

A 入園決定後の入園月の変更は、原則としてできません。変更する場合は、入園決定を辞退し、再度申請をしていただく必要があります。希望どおりにならないこともありますのでご了承ください。（P16参照）

Q 令和8年度に申し込みをしましたが、入所保留となりました。令和9年4月利用のために再度申し込みが必要ですか。

A 令和9年度の認定申請と利用申し込みが必要です。

Q 認定こども園（保育園部）等へ途中入園（5月以降）するには申し込みはどうすればいいですか。

A 一斉申込で申し込みできます。当該年度中に申し込みをする場合は、一斉申込終了後に随時申込を受付しています（P21参照）。

Q 申し込み前に認定こども園等の見学は可能ですか。

A 可能です。事前に施設へ連絡の上、できる限り申込児童と一緒に見学していただくことをお勧めします。保育の特色や開所時間内に送迎可能か等をご確認ください。

Q 第3希望まで申し込みをしましたが、どのように利用調整されるのですか。また、1つの施設だけの希望の場合、優先されるのでしょうか。

A 利用調整にかかる指数表に基づいて施設の利用調整を行い、複数の施設で利用が可能になった場合は、希望順位が一番高い施設を決定（内定）とします。

なお、第1希望のみの申し込みによる優先的な取扱いはありません。

Q 第2希望より第1希望の施設の方が入園しやすいですか。

A 利用調整はP14～15の基準に基づき、保護者の就労時間等を指数化し、この指数の高い児童から順に利用施設の決定を行います。

よって、第2希望であっても、第1希望の児童より指数が高ければ、第2希望の児童が利用決定となりますので、利用されたい順番で利用希望施設をご記入ください。

なお、利用希望施設以外は、空き定員があっても利用調整の対象外となります。

Q 兄弟・姉妹同時の申し込みですが、同じ施設を利用できますか。

A 利用調整において調整区分で兄弟・姉妹は優先されますが、調整の結果、必ずしも空き状況等により、同じ施設の利用にならない場合や、入園保留となる場合があります。

Q 利用調整の結果、第3希望の施設に決定（内定）しました。第1希望の施設に空きが出たら転園できますか。

A 転園できません。

複数の施設に利用申し込みをしていて、いずれかの施設で決定（内定）となった場合は、他施設への申請の効力はなくなります。

利用が決定（内定）した施設以外を希望する場合は、入園を辞退し改めて申し込みをしてください。

Q 求職活動を理由に申し込みしましたが、保留になりました。今後、就職が内定した場合、どうすればいいですか。

A 申し込み後に就労状況、世帯状況が変わった場合は、必ず幼児保育課に変更申請を行うとともに必要書類を提出してください。

直近の利用調整時から適用します。利用調整は毎月行います。

- Q 求職活動（保育短時間）で申し込みして、入園が決定（内定）しました。その後、就労が決まったのですが、保育の必要量を保育短時間から保育標準時間に変更できますか。
- A 求職活動（保育短時間）から就労（保育標準時間）に変更の場合、認定変更の〆切の 10 日までに認定変更となる保護者の就労証明書と認定変更申請書を提出いただくことによって翌月から変更となります。
- Q 求職活動の認定期間中に仕事が決まらなかった場合はどうなりますか。
- A 認定期間の延長はおこないません。
保育の必要性がない場合は退園となります。
- Q 残業が多い場合、残業時間を考慮して保育の必要量の認定や利用調整はされますか。
- A 保育の必要量の認定や利用調整上の指数は、労働契約（就業規則）上の就労時間と休憩時間の合計を基に算定しています。
残業時間は、日や月によって変動が生じることがあるため、残業時間を除いた就労証明書を提出してください。
- Q 保護者自身が会社経営をしており、その法人（保護者自身が経営する会社）から給料をもらっている場合は、保育の必要性が確認できる書類として、事業主であることがわかる書類の写しも提出が必要ですか。
- A 事業主であることがわかる株式会社や有限会社等の法人組織から給与を受け取っている場合は、就労証明書を提出してください。
なお、個人経営の場合は、確定申告書の写し等公的証明書の写しを提出してください。
- Q 必要書類の診断書に市指定の様式はありますか。
- A 診断書については、特に市の定めた様式はありません。
ただし、保育の必要性を認定するために家庭で児童が保育できない旨が明記された診断書が必要です（P 9 参照）。
- Q 市外からの転入予定で申し込みを行います。スケジュール（P 13 参照）はわかりましたが、他に手続きが必要ですか。
- A 市内在住の方と同様に申し込みをしてください。
なお、他市町村から転入予定の方は、利用希望開始月の前月の末日までに高島市に住民登録を行うと誓約する旨を転入に関する誓約書に記入し、必要書類と併せて提出してください。
- Q 高島市外の認定こども園等への申し込みを行いたいのですがどうすればいいですか。
- A 高島市に住民登録を置いたまま市外の認定こども園等に申し込みを行う場合は、高島市幼児保育課の窓口で申し込みを行ってください。
その際には、あらかじめ希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認の上、締め切りに間に合うよう余裕を持って手続きをしてください。
※申し込み市町村での書類確認や、郵送期間もあるので早めにお手続きください。

Q 仕事を辞めましたが、3号認定を受けて施設を利用している場合、退園しなければなりませんか。

A 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園していただきます。必ず、幼児保育課までご連絡ください。ただし、仕事を辞めても「次の仕事を探す」という場合は、最長3か月間、引き続き利用可能です。この場合も、認定変更手続きが必要になるので幼児保育課までご連絡ください。

所定の期日までに新しい勤務先の「就労証明書」を添付して認定変更の手続きがあった場合は、その後も利用できます。期日までに書類の提出ができない場合は退園になります。

Q 認定こども園において1号認定で入園しましたが、仕事を始めたため、年度の途中から2号認定での保育を希望することは可能ですか。

A 保護者の就労状況が変化しても、利用定員に空きがある場合等、施設の状況に応じて2号認定での保育が可能となります。利用施設に変更が可能であるか確認してください。

なお、定員超過の場合等、希望に添えない場合があります。

また、2号認定での保育を希望される場合は、あらためて幼児保育課に認定変更の申請をしていただく必要があります。

Q 第1子が現在、育児休業を理由に通園しています。第2子を4月から育児休業明けの就労で利用申し込みをするとき、上の子ども併せて書類の提出が必要になりますか。

A 第1子の児童については、保育の必要な事由を「育児休業」から「就労」へ変更しますので、職場復帰後の就労条件を証明した「就労証明書」と併せて必要書類を幼児保育課に提出してください。

Q 転職、市内の転居、結婚、離婚等がありました。届出は必要ですか。

A 転職された場合は「就労証明書」と「教育・保育給付認定申請内容変更届」（保育の必要量や認定期間が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も必要）を、市内の転居の場合は「教育・保育給付認定申請内容変更届」の提出を幼児保育課までお願いします。世帯員の変更も伴う転居の場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も併せて提出してください。

結婚・離婚された場合は「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。また、ひとり親家庭、生活保護受給世帯、在宅障がい者のいる世帯に該当・非該当となった場合にも「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。

Q 認定こども園等を退園するときは、届出は必要ですか。

A 保育の実施期間の途中で退園する場合は、必ず退園月の末日までに「退園届」を幼児保育課に提出してください。（私立園を利用の方は、私立園に提出してください。）

なお、保育の実施期間満了（卒園等）の場合は、届出は不要です。

Q 認定された時間を超えて、子どもを預けることはできますか。また、そのような場合、保育料はどのようになりますか。

A 一部園で可能です。その場合、延長保育料を負担していただきます。公立園はP20をご確認ください。私立園は各園にお問い合わせください。また、市内には延長保育を実施していない園もあります。事前に各園にお問い合わせください。

Q 一時預かり事業（一般型）の利用は、幼児保育課を通して申し込みをするのですか。

A 公立園・私立園とも直接施設へお問い合わせください。

Q 毎月の利用者負担額（保育料）以外に費用は必要ですか。

A 園生活を送るにあたり、実費徴収が掛かる場合があります。令和8年9月現在の情報で、園概要（P40～55参照）に主な購入物や経費を載せていますので参考にしてください。また、その後の変更により、園概要に記載されていない実費徴収が掛かる場合がありますので、施設に問い合わせするなどしてご確認ください。

Q ステップ保育（ならし保育）はいつからですか。また、期間はどの程度ですか。

A ステップ保育の期間は、おおむね一週間程度ですが、児童の年齢や施設によって異なる場合がありますので、事前に希望の施設に確認してください。ただし、原則入園日以前にステップ保育を行うことはできません。

Q どんな場合、退園になりますか。

A 保育の必要事由の確認ができない場合等は退園になります。

（例）

- ・求職活動で申し込みをしたが所定の期日までに就労先が決まらなかった場合
- ・認定期間が満了する場合、所定の期日の更新を行わなかった場合
- ・現況届等で保育必要事由の確認ができない場合
- ・妊娠・出産での新規認定で入園し、認定期間（P18～19参照）が満了した場合
- ・申請内容と事実が異なる場合、虚偽の申請をした場合
- ・入園後に児童の病気や、保護者の里帰り出産等で1か月以上通園できない場合 など

認定を受けた後は期間を確認し、期日までに更新手続きをしてください。

就労証明書の取得などは事業所によって時間がかかる場合があります。期間に余裕をもって手続きをしてください。